

第2編 地震・津波編

第1章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織及び職員の動員は、次のとおりとする。

(1) 糸満市災害対策本部

市本部の組織等は、「糸満市災害対策本部条例」及び「糸満市災害対策本部要綱」並びに本計画に定めるところによるものとする。

1) 組織編成

市本部の組織編成は、表－1のとおりとする。ただし、必要に応じてこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

- ① 本部に部及び班を設け、部に部長及び副部長、班に班長及び班員を置く。
- ② 本部に本部会議を置く。本部会議は本部長(市長)、副本部長(副市長及び教育長)、各部長並びにその他本部長が必要と認める者をもって構成し、災害予防、災害応急対策及びその他災害に関する重要な事項について協議決定する。
- ③ 本部長は、本部会議を開くいとまがないときは、前項に掲げる事項を別に定める「集中豪雨等初動対策マニュアル」に基づき処理するものとする。

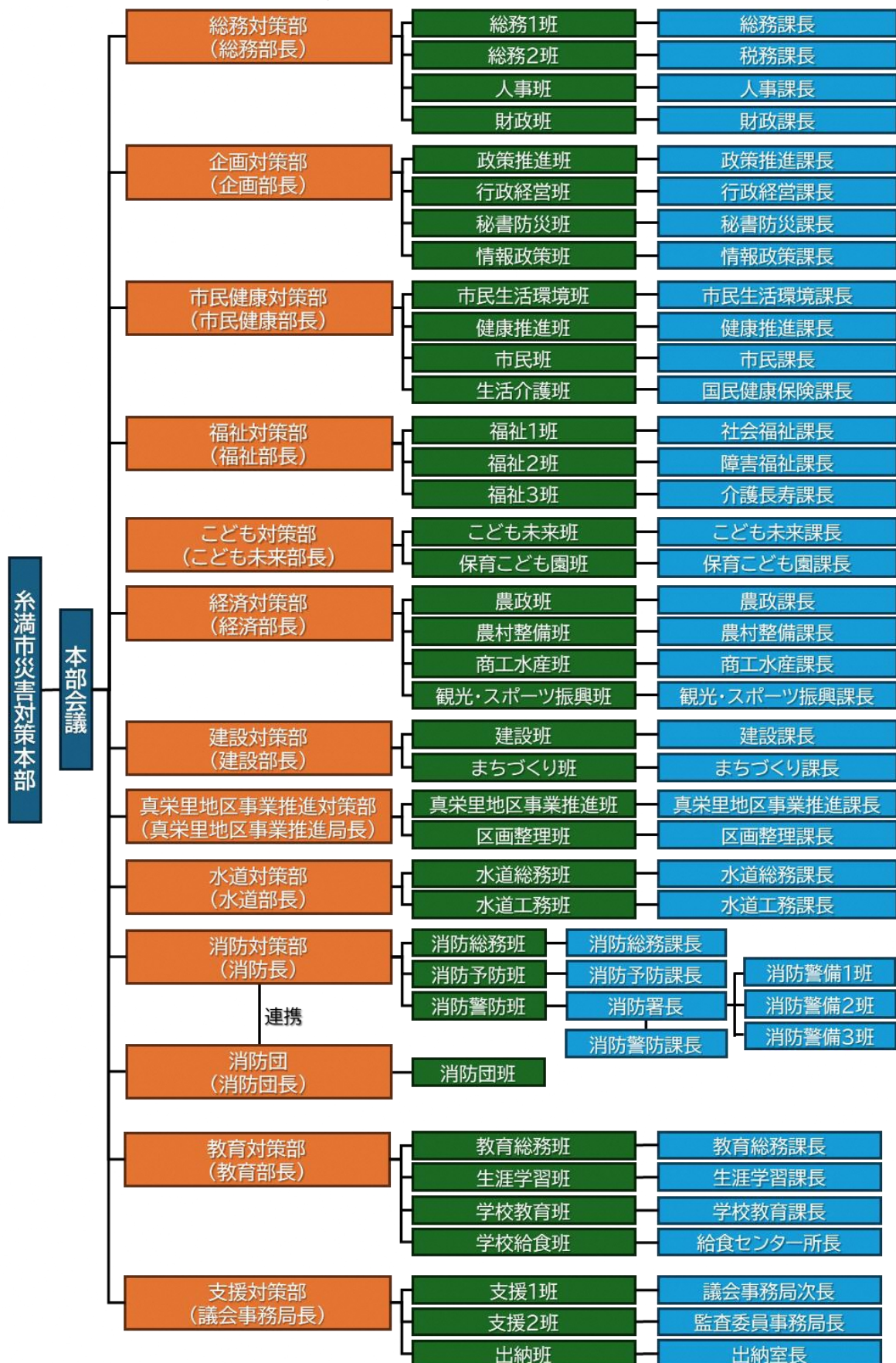
資料5－2＜集中豪雨等初動対策マニュアル＞参照

2) 事務分掌

- ① 部長は、市本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- ② 副部長は、部長の命を受け、班の事務を掌理する。
- ③ 本部の各部及び各班の事務分掌は、表－2のとおりである。

【表－1 糸満市災害対策本部組織表】

本部長：市長 副本部長：副市長・教育長



【表－2 糸満市災害対策本部事務分掌】

部名	部長	副部長	班名及び班長	配備要員数の目安			所掌事務
				第1	第2	第3	
企画対策部	企画部長	秘書防災課長	秘書防災班 秘書防災課長	6	全員	全員	1 対策本部の設置及び解散措置に関する事。 2 本部会議の開催に関する事。 3 防災会議及びその他防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 4 対策本部の統括に関する事。 5 災害に関する情報の統括に関する事。 6 国、県、その他関係機関に対する被害調査結果の報告に関する事。 7 罹災証明の発行に関する事。 8 自主防災組織(自治組織)からの情報収集、同組織との連絡調整に関する事。 9 避難誘導に関する事。 10 自衛隊の災害派遣要請要求及び受入れに関する事。 11 災害情報、被害応急対策及び救助活動状況等の広報に関する事。 12 市民に対する被害情報の広報等に関する事。 13 報道関係への被害情報の発表及び連絡調整に関する事。 14 応急食糧及び生活必需品等の調達及び管理に関する事。
			政策推進班 政策推進課長	1	2	全員	1 外国人等への支援に関する事。 2 部内他班の応援に関する事。 3 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 4 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
			行政経営班 行政経営課長	1	2	全員	1 部内他班の応援に関する事。 2 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 3 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
			情報政策班 情報政策課長	1	2	全員	1 災害対策情報通信網及び災害対策電子計算機器の確保に関する事。 2 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 3 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。

部 名	部 長	副 部 長	班 名 及 び 班 長	配 備 要 員 数 の 目 安			所 掌 事 務
				第 1	第 2	第 3	
総務対策部	総務部長	総務課長	総務課長 総務1班	2	5	全員	1 糸満市社会福祉協議会の災害ボランティアセンター設置に係る連携及び広域の受入業務に関する事。 2 各部、部内の連絡調整に関する事。 3 被災地の視察、災害見舞及び視察者の応接に関する事。 4 災害記録の調査及び収集に関する事。 5 庁舎施設等の防災、保全及び被害調査に関する事。 6 災害対策車両の確保及び輸送に関する事。 7 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 8 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。 9 部の統括及び部内各班との連絡調整に関する事。
			税務課長 総務2班	1	4	全員	1 土地及び家屋等の被害状況等の調査に関する事。 2 被災者に対する市税等の減免措置に関する事。 3 部内他班の応援に関する事。 4 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 5 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。 6 救助法の適用に係る家屋調査に関する事。
			人事課長 人事班	1	3	全員	1 職員の非常参集及び配置に関する事。 2 労務者の雇用に関する事。 3 職員の公務災害及び衛生管理に関する事。 4 被災職員の福利厚生に関する事。 5 対策要員の動員及び配置に関する事。 6 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 7 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
			財政課長 財政班	0	2	全員	1 災害対策に必要な経費の予算措置に関する事。 2 災害復旧対策の総合調整に関する事。 3 市有財産の防災、保全及び被害調査に関する事。 4 漂流物及び拾得物等の保管及び管理に関する事。 5 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 6 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
市民健康対策部	市民健康部長	国民健康保険課長	国民健康保険課長 生活介護班	0	2	全員	1 部の統括及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 避難所における炊き出しに関する事。 3 避難所における被災者の介護に関する事。 4 部内他班の応援に関する事。 5 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 6 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
			健康推進課長 健康推進班	2	3	全員	1 被災地域及び避難所等の医療、防疫及び精神保健衛生の調整・連携に関する事。 2 乳幼児、妊産婦の救護及び助産に関する事。 3 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 4 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。

部 名	部 長	副 部 長	班 名 及 び 班 長	配 備 要 員 数 の 目 安			所 掌 事 務
				第 1	第 2	第 3	
福 祉 対 策 部	福 祉 部 長	社 会 福 祉 課 長	市 民 生 活 環 境 課 長 市 民 生 活 環 境 班	2	5	全 員	1 し尿及び廃棄物等の収集、運搬、処理及びこれらに必要な防疫措置に関する事。 2 遺体の収容及びこれに必要な措置に関する事。 3 清掃事業施設の点検、整備及び復旧に関する事。 4 給水に係る水道以外の水源の調査・管理に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 7 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
			市 民 課 長 市 民 班	1	2	全 員	1 市民の被害状況、人口動態等の調査及び情報収集に関する事。 2 外国人等の被害状況等の調査に関する事。 3 応急仮設住宅への入居受付に関する事。 4 遺体の埋火葬の許可に関する事。 5 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 6 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
			社 会 福 祉 課 長 福 祉 1 班	2	4	全 員	1 災害救助活動に協力する団体、日本赤十字社、その他機関との連絡調整に関する事。 2 救助法の適用に係る総括に関する事。 3 部の統括及び部内各班との連絡調整に関する事。 4 救援物資の確保、輸送及び配分に関する事。 5 避難場所・避難所の開設及び維持管理に関する事。 6 義援金の受領及び配分に関する事。 7 生活保護世帯等の調査に関する事。 8 福祉避難所の開設運営、所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 9 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
			障 害 福 祉 課 長 福 祉 2 班	1	3	全 員	1 身体障がい者及び知的障がい者等の被災状況の調査に関する事。 2 医療的ケアの必要な対象者の対応に関する事。 3 部内他班の応援に関する事。 4 福祉避難所の開設運営、所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 5 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。 6 救助法の適用に係る身体障がい者等の対応に関する事。
			介 護 長 寿 課 長 福 祉 3 班	1	3	全 員	1 要介護・要支援者等の被災状況の調査に関する事。 2 部内他班の応援に関する事。 3 福祉避難所の開設運営、所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 4 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。 5 救助法の適用に係る高齢者等の対応に関する事。

部 名	部 長	副 部 長	班 名 及 び 班 長	配 備 要 員 数 の 目 安			所 掌 事 務
				第 1	第 2	第 3	
こども未来対策部	こども未来部長	こども未来課長	こども未来班 こども未来課長	1	2	全員	1 部の統括及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 要支援世帯等の調査に関する事。 3 福祉対策部及び部内他班の応援に関する事。 4 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 5 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
			保育こども園班 保育こども園課長	1	2	全員	1 福祉対策部及び部内他班の応援に関する事。 2 福祉避難所の開設運営、所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 3 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
経済対策部	経済部長	農政課長	農政班 農政課長	1	2	全員	1 農作物、林産物、畜産物及びこれらに関する施設等の被害調査、防疫及びその対策に関する事。 2 部の統括及び部内各班との連絡調整に関する事。 3 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 4 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
			農村整備班 農村整備課長	1	2	全員	1 農地、農道、農業用地及びこれらに関する施設等の被害調査及びその対策に関する事。 2 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 3 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
			商工水産班 商工水産課長	1	2	全員	1 商業施設及び工業団地の被害調査及びその対策に関する事。 2 水産、漁港関連施設等の被害調査及びその対策に関する事。 3 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 4 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。
			観光・スポーツ振興班 観光・スポーツ振興課長	1	2	全員	1 観光施設及び社会体育施設の被害調査及びその対策に関する事。 2 観光危機管理の統括に関する事。 3 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事。 4 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事。

部 名	部 長	副 部 長	班 名 及 び 班 長	配 備 要 員 数 の 目 安			所 掌 事 務
				第 1	第 2	第 3	
建設対策部	建設部長	建設課長	建設班 建設課長	1	4	全員	1 市道、街路樹、橋りょう、排水路、公園緑地、都市計画道路及びその他関係施設の整備、復旧及び調査に関する事 2 障害物の除去に関する事 3 部の統括及び部内各班との連絡調整に関する事 4 水防に関する事 5 河川の水位警戒に関する事 6 災害復旧用工事に要する機械及び資材の調達に関する事 7 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事 8 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事 9 救助法の適用に係る被害調査等に関する事
			まちづくり班 まちづくり課長	1	4	全員	1 市営住宅及び一般建築物等の被害調査及びその対策に関する事 2 都市計画事業の点検、整備及び復旧に関する事 3 応急仮設住宅の建設、点検及び修理に関する事 4 空家等の対策に関する事 5 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事 6 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事 7 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事 8 救助法の適用に係る被害調査等に関する事
真栄里地区事業推進対策部	真栄里地区事業推進局長	真栄里地区事業推進課長	真栄里地区事業推進班 真栄里地区事業推進課長	1	2	全員	1 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事 2 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事 3 部の統括及び部内各班との連絡調整に関する事
			区画整理班 区画整理課長	1	2	全員	1 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関する事 2 所掌事務に関する各担当部長への報告に関する事

部 名	部 長	副 部 長	班 名 及 び 班 長	配 備 要 員 数 の 目 安			所 掌 事 務
				第 1	第 2	第 3	
水道対策部	水道部長	水道部総務課長	水道総務班 総務課長	1	4	全員	1 災害対策に必要な経理業務に関すること。 2 部の統括及び部内各班との連絡調整に関すること。 3 職員の公務災害及び衛生管理に関すること。 4 職員の非常招集及び配置に関すること。 5 給水地域の被害状況の調査及びその対策に関すること。 6 被災者に対する飲料水の供給に関すること。 7 給水活動に協力する団体等の連絡調整に関すること。 8 対策業務に関する各担当部長への報告に関すること。 9 上下水道施設等の被害調査及びその対策に関すること。 10 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関すること。 11 所掌事務に関する各担当部長への報告に関すること。
			水道工務班 工務課長	1	4	全員	1 上下水道施設、消火栓、ポンプ場等の被害調査及びその対策に関すること。 2 上下水道施設の応急復旧に関すること。 3 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関すること。 4 災害復旧に必要な器材及び資材の調達に関すること。 5 所掌事務に関する各担当部長への報告に関すること。
消防対策部	消防長	消防本部総務課長	消防総務班 総務班長	随時配置	随時配置	全員	1 災害に必要な器材及び資材の調達に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 部の統括及び部内各班との連絡調整に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 消防団員の非常招集に関すること。 6 職員の公務災害及び衛生管理に関すること。 7 災害記録に必要な調査に関すること。 8 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関すること。 9 所掌事務に関する各担当部長への報告に関すること。
			消防予防班 予防班長	随時配置	随時配置	全員	1 危険物施設等の被害調査及びその対策に関すること。 2 火災原因調査に関すること。 3 火災予防に関すること。 4 罹災証明書(火災のみ)の発行に関すること。 5 文化財の火災予防に関すること。 6 二次災害防除に関すること。 7 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関すること。 8 所掌事務に関する各担当部長への報告に関すること。
			消防警防班 消防署長	随時配置	随時配置	全員	1 被災者の救急救助及び避難誘導に関すること。 2 水火災及びその他災害の警戒及び鎮圧に関すること。 3 気象、消防信号及び火災警報等の広報に関すること。 4 職員の配置に関すること。 5 消防団員の配置に関すること。 6 医療等関係機関との連絡調整に関すること。 7 行方不明者の捜索に関すること。

部 名	部 長	副 部 長	班名及び班長	配備要員数の目安			所掌事務
				第1	第2	第3	
			消防団班 消防団長	随時配置	随時配置	全員	8 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関すること。 9 所掌事務に関する各担当部長への報告に関すること。
教育対策部	教育委員会 教育部長	教育委員会教育部 教育指導監	教育総務班 教育総務課長	1	2	全員	1 学校、図書館等の被害調査及びその対策に関すること。 2 職員の非常招集及び配置に関すること。 3 職員の公務災害及び衛生管理に関すること。 4 文教施設等への避難所設置に伴う連絡調整に関すること。 5 災害復旧に必要な器材及び資材の調達に関すること。 6 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関すること。 7 所掌事務に関する各担当部長への報告に関すること。 8 部の統括及び部内各班との連絡調整に関すること。
			生涯学習班 生涯学習課長	0	2	全員	1 社会教育施設の被害調査及びその対策に関すること。 2 文化財等の被害調査及びその対策に関すること。 3 部内他班の応援に関すること。 4 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関すること。 5 所掌事務に関する各担当部長への報告に関すること
			学校教育班 学校教育課長	1	3	全員	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 児童及び生徒の被害状況の調査及び避難措置に関すること。 3 被災児童及び生徒の救護及び応急教育計画の指導に関すること。 4 応急学校教材及び学用品の調達及び管理に関すること。 5 児童生徒の保健及び給食業務に関すること。 6 避難所の開設に関すること。 7 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関すること。 8 所掌事務に関する各担当部長への報告に関すること。
			学校給食班 学校給食センター所長	0	1	全員	1 部内他班の応援に関すること。 2 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関すること。 3 所掌事務に関する各担当部長への報告に関すること。

部 名	部 長	副 部 長	班 名 及 び 班 長	配 備 要 員 数 の 目 安			所 掌 事 務
				第 1	第 2	第 3	
支 援 対 策 部	議 会 事 務 局 長	議 会 事 務 局 次 長	議 会 事 務 局 次 長 支 援 1 班	0	1	全 員	1 他部他班の応援に関すること。 2 部の統括及び部内各班との連絡調整に関すること。 3 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関すること。 4 所掌事務に関する各担当部長への報告に関すること。
			監 査 委 員 事 務 局 長 支 援 2 班	0	1	全 員	
			出 納 室 長 出 納 班	0	1	全 員	1 災害対策本部の出納事務に関すること。 2 災害対策用物資及び器材の契約に関すること。 3 所管の被害状況等の調査及び対策業務に関すること。 4 所掌事務に関する各担当部長への報告に関すること。

3) 市本部の設置

市本部は、概ね次に掲げる基準により設置するものとする。

- ① 市地域に気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。
- ② 暴風、豪雨、地震、津波その他の異常な自然現象により、市地域に重大な被害が発生したとき。
- ③ 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、市地域に重大な被害が発生したとき。
- ④ 市地域で震度5強以上を観測したとき。
- ⑤ 気象庁が沖縄本島地方に大津波警報を発表したとき。
- ⑥ 県本部が設置された場合において、市本部の設置の必要性を認めたとき。

4) 本部設置場所

原則として、**本庁舎3階庁議室**に災害対策本部を設置する。

また、その事務局機能(企画対策部秘書防災班)を、本庁舎3階秘書防災課執務室に設置し、他機関からの応援が多くなる場合など、必要に応じて本庁舎内のその他会議室に拡張する。

なお、本庁舎が大規模地震や大津波等により、使用できない場合は、次の順位により使用可能性を調査し、使用可能な場所に設置する。

- ① 糸満市立中央図書館
- ② 糸満市農村環境改善センター2階
- ③ 糸満市消防本部

5) 本部設置に至らない場合の措置

【地震発生時及び津波対策の配備基準と配備体制】

配 備	配備基準	配備内容
第1配備 (災害警戒準備体制)	○ 気象情報等により警報が発表される等、災害の発生が予想され、警戒が必要とする場合 ○ 本市で震度4を観測した場合 ○ 気象庁が沖縄本島地方に津波注意報を発表した場合 ○ 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒又は巨大地震注意)を発表した場合	各班の情報、連絡を担当する要員は配置につく
第2配備 (警戒体制) 災害警戒本部	○ 局地的な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合 ○ 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めたとき ○ 本市で震度5弱を観測した場合 ○ 気象庁が沖縄本島地方に津波警報を発表した場合	災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第3配備 (非常体制) 災害対策本部	○ 市全域にわたって災害が発生したとき、又は局地的であっても災害が特に甚大な場合 ○ 本市で震度5強以上を観測した場合 ○ 気象庁が沖縄本島地方に大津波警報を発表した場合	全職員が配置につく

※配備要員は、災害状況により増減することができる。

①災害警戒本部の設置

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置する。災害警戒本部の設置基準は次のとおりとする。

- ア 市地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報（津波の場合は注意報を含む）の発表に伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処する必要があるとき。
- イ 暴風、豪雨、地震、津波その他の異常な自然現象により、市地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- ウ 気象庁が、沖縄本島地方に津波警報を発表したとき。
- エ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき。

②災害警戒準備体制

沖縄気象台から大雨、洪水及び高潮の注意報が発表されるなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、企画部秘書防災課職員による災害警戒準備体制の初動体制をとるものとする。

また、気象庁が本市で震度4を観測し発表した場合、津波予報区の沖縄本島地方に津波注意報を発表したとき、又は気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒又は巨大地震注意）を発表した場合は、直ちに災害警戒準備体制をとるものとする。

6) 本部長（市長）の参集途上における指示

市長は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、災害対策本部の設置、自衛隊の災害派遣要請に関する県への要望、県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、さらに必要な指示を行うものとする。

7) 本部長が不在等の場合の意思決定体制

本部長が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

①市長 → ②副市長 → ③教育長 → ④企画部長

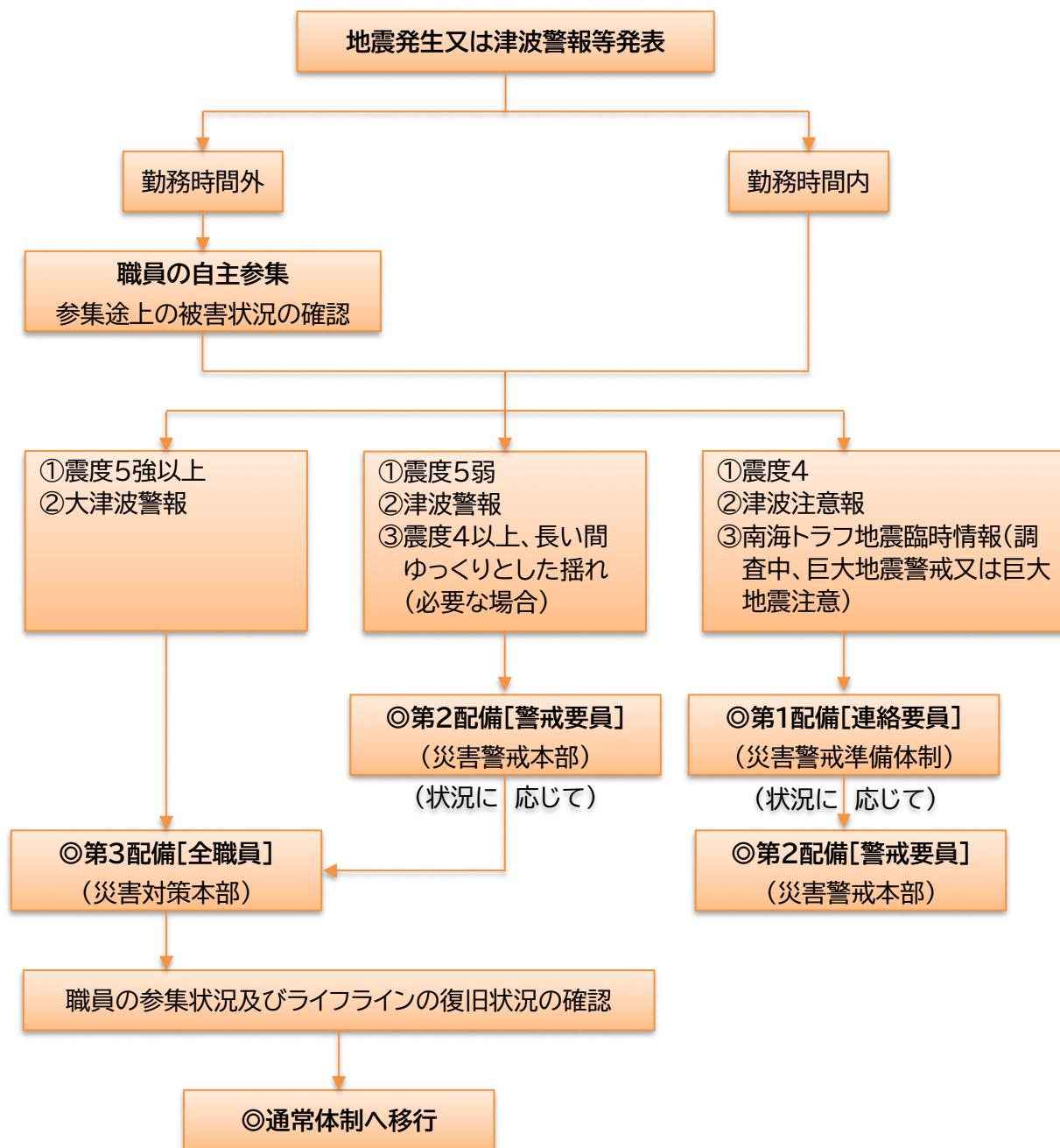
8) 本部会議の開催

災害に対する応急対策について、方針を決定しその実施を推進するため、本部長は副本部長、各部長及びその他本部長が必要と認める者を招集し、本部会議を開催する。

9) 市本部の配備

市本部は、災害の種類、規模及び過程によって、次の配備体制をとるものとし、配備の種類は、本部長が決定し指示するものとする。

【職員の配備体制の流れ】



10) 夜間及び休日等における配備

①連絡体制の構築

夜間及び休日等に発生する災害に対処するため、夜間及び休日等に連絡がとれるよう、連絡手段を確保する。

宿直員は、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、又は知ったときは、直ちに下記順位により連絡するものとする。

ア 企画部長 → イ 秘書防災課長 → ウ 防災係員

ただし、宿直員を配備するまでは、消防長が事務代理を担うものとする。

②非常参集

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間、休日等勤務時間外において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、進んで所属の各部班と連絡を取るとともに、自らの判断で所属機関に参集するものとする。

なお、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

③発災初期の災害対策要員の確保

- 発災初期の情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、防災関係機関との連絡調整等初動対応を迅速に行うため、あらかじめ発災初期の災害対策要員を指名しておくものとする。
- 各部長は、毎年4月1日現在で災害対策配備要員名簿(資料8-2)を作成し、企画対策部副部長に提出する。ただし、消防団員は配備要員に指名しないものとする。

11) 市本部を設置したときの通知及び公表

市本部を設置したときは、次の要領により通知、公表するものとする。

通知先 又は公表先	担当部	担当班	通知又は公表方法
県	企画対策部	秘書防災班	県防災システム又は電話、FAXで通知
糸満警察署	企画対策部	秘書防災班	電話、その他迅速な方法で通知
本部構成員	企画対策部	秘書防災班	庁内放送、電話、その他迅速な方法で通知
報道機関	企画対策部	秘書防災班	電話、その他迅速な方法で通知
地域住民	企画対策部	秘書防災班	テレビ、ラジオ、広報車、その他迅速な方法で通知
関係機関	各主管部	担当班	電話、その他迅速な方法で通知

12) 市本部の表示の掲出

市本部が設置された場合は、本部室の入口に「糸満市災害対策本部」の表示を掲出する。

13) 市本部職員の標識

災害応急措置に従事する職員は、「糸満市」と背文字が印字された防災服、「防災糸満」と表示された緑色のビブス又は「糸満市災害対策本部」と表示された腕章を着用する。

14) 市本部の解散

市本部は、次の場合に解散するものとする。

- 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
 - 災害発生後における応急措置が概ね完了し、市本部による対策実施の必要性が無くなったと認められたとき。
- なお、市本部を解散したときは、11)の要領により、通知するものとする。

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

災害発生の未然防止に努めるため、災害に関係のある地震情報、津波警報等の情報収集及び伝達の迅速・確実化を図る。

市は、地震による津波だけではなく、強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

資料6-1<気象庁震度階級関連解説表>参照

(1) 気象注意報・警報等の種類及び基準

資料6-2<気象注意報・警報等発表基準>参照

(2) 警報等の受領責任及び伝達方法

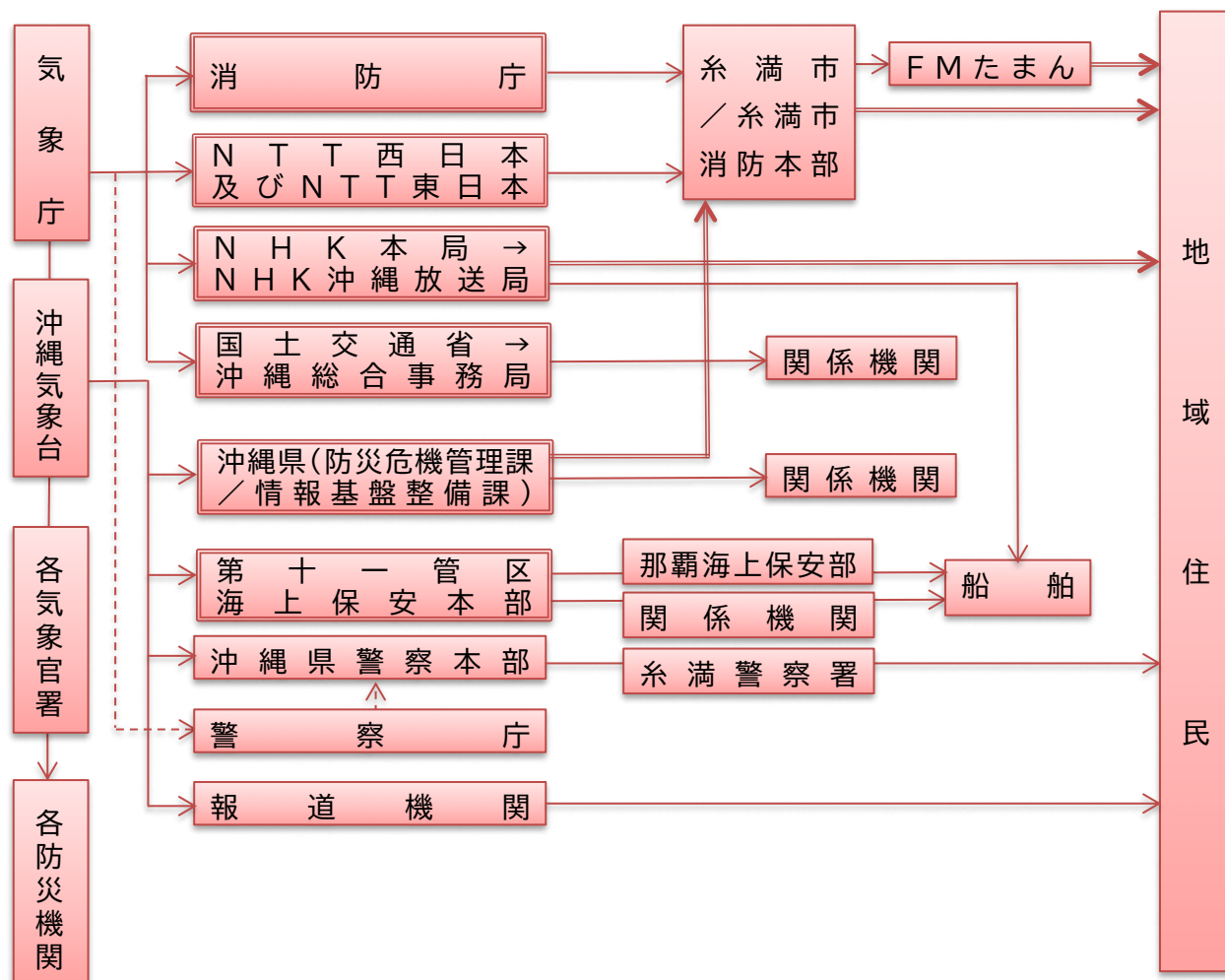
(実施主体:企画対策部、消防対策部)

1) 受領伝達要領

- ① 関係機関から通報される警報等は、市及び消防署において受領し、相互に連絡を密にして、迅速、確実な情報収集を行うものとする。
- ② 夜間、休日等に関係機関から警報等を受領した消防署は、直ちにその旨を企画対策部長に伝達するものとする。
- ③ ①②により通知を受けた企画対策部長は、大きな被害が発生するおそれがあると認めるとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長(本部長)及び副市長・教育長(副本部長)に報告するものとする。
- ④ 消防署から伝達される警報等の受領にあたっては、次の事項について記録(文書)するものとする。
 - ア 警報等又は災害の種類
 - イ 発表又は発生の日時
 - ウ 警報等又は災害の内容
 - エ 送話者及び受話者の職・氏名
 - オ その他必要な事項
- ⑤ 防災関係機関及び各事業所等は、気象警報等について携帯電話、ラジオ等を常備して積極的に情報収集を行うものとする。

2) 警報等の伝達

【警報等の伝達系統図】



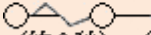
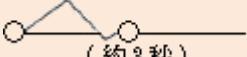
注)1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令(昭和27年政令471号)第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注)2. 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3) 津波警報等の伝達

鐘音又はサイレン音による津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識は、以下のとおりである。

鐘音又はサイレン音による津波注意報、津波警報、大津波警報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音
大津波警報	(連点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波警報	(2点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報、 津波警報 及び 大津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

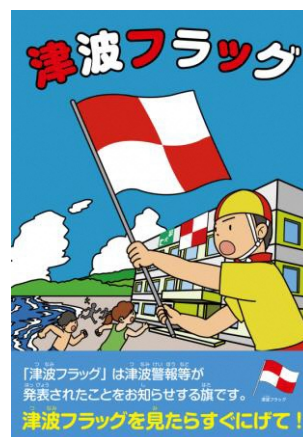
旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識は、以下のとおりである。

旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標 識				
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	<table border="1"> <tr> <td>赤</td><td>白</td></tr> <tr> <td>白</td><td>赤</td></tr> </table>	赤	白	白	赤
赤	白				
白	赤				

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

(参考) 気象庁ホームページ リーフレット「津波フラッグ」➡



4) 市民への気象警報等の伝達方法

- ① テレビのテロップ表示
- ② 各自治会の拡声器による広報
- ③ 市ホームページへの掲載
- ④ FMたまんからの放送
- ⑤ 防災行政無線による放送
- ⑥ SNS(LINE、facebook等)による広報

(3) 災害が発生するおそれのある異常気象発見時の措置

沖縄気象台等の関係機関から発表された気象予報・警報等の内容に対応するものを除き、気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発生場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次により速やかに通報しなければならない。

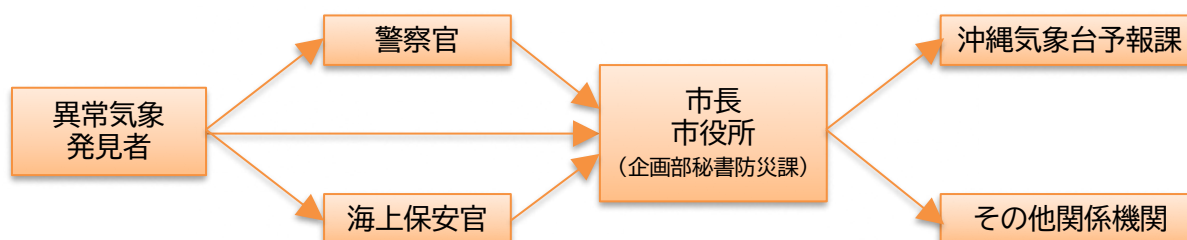
【通報を要する異常現象】

事 項	現 象		
地震に関する事項	地震関係	頻発地震	①数日間以上にわたり、頻繁に感じるような地震 ②地割れ、亀裂、落石等
	火山関係	火山性異常現象	①噴気噴煙の顕著な異常変化 ・噴気孔の新生噴煙の量 ・色臭等の異常変化 ②火山付近の海洋の異常変化 ・濁度、色臭の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等
		噴火現象	噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等)及びそれに伴う降灰砂等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪		津波、著しく異常な潮位、波浪

【異常現象発見者の通報要領】

通報区分	実 施 内 容
①発見者の通報	異常現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。
②警察官、海上保安官等の通報	通報を受けた警察官又は海上保安官等は、直ちに市長に通報するものとする。
③市長の通報	①及び②により通報を受けた市長は、直ちに気象台及び関係機関に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図るものとする。

【通報系統図】



(4) 近地の地震、津波に対する自衛措置

気象庁震度階級表による震度4以上の地震を感じた場合は、次の自衛措置をとる。

市長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震(震度4程度以上)が発生した場合又は異常な海象を知った場合は、消防機関等に連絡するとともに、防災行政無線若しくは関係対策部及び消防機関の協力を得て沿岸住民に対し、海岸から避難、潮位の監視等の警戒体制を執るよう広報する。

第3節 災害通信計画

災害に関する予報・警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信体制の万全を期するため、災害時における通信計画を下記のとおり定める。

(1) 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

(2) 通信設備の利用

災害情報等の伝達、報告、災害時における通信連絡は通信設備の被害状況により異なるが、概ね次のうちから実状に即した方法で行うものとする。ただし、固有の通信設備を持っている機関についてはこれを利用する。

なお、他機関の通信設備の利用に際しては、あらかじめ管理者と使用方法など必要な手続を協定で定めて、災害時に利用するものとする。

1) 電気通信事業用設備の利用

① 普通電話による通信

一時的には固定電話、携帯電話の通常の手続により通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用が制限される場合は「災害時優先通信」の取り扱いを受け、通話の優先利用を図るものとする。

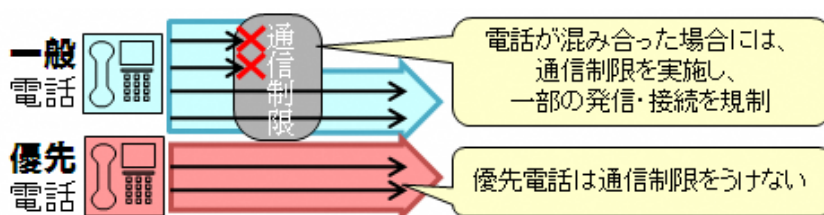
なお、臨時の電話回線等が設置できる状況にあっては、指定避難所等に特設公衆電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図るものとする。

資料4-12 <特設公衆電話設置箇所一覧> 参照

【災害時優先通信】

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービスである。

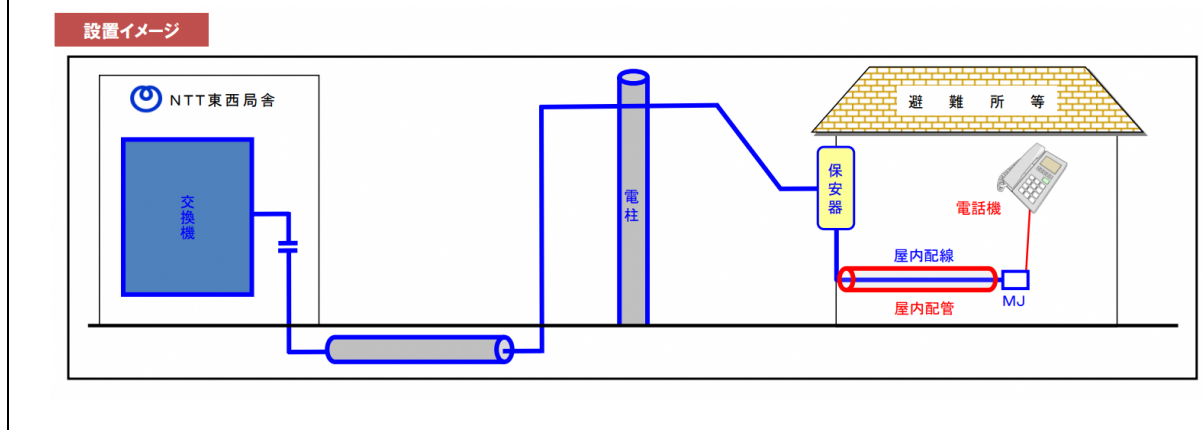
通常、優先電話は、優先電話からの「発信」が「優先」される。災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限(大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある)により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、優先電話はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。



【特設公衆電話】

災害発生時等の緊急時に避難所等に設置され、通話料無料で利用される電話のことで、従来は、災害等発生後に設置する「事後設置型」が主流だった。東日本大震災後は、災害発生後に速やかに利用できるよう、避難所として指定される施設等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害発生後に、その加入者回線に電話機を接続して利用する「事前設置型」で設置が進められている。

災害時用特設公衆電話は、災害時に通信制限を受けづらい回線であり、架電はもとより、災害用伝言ダイヤル「171」を使用した安否確認等の手段として有効である。



2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合又は緊急通信にその必要があるときには、次に挙げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより使用するものとする。

① 消防署及び水道部の保有する無線電話による通信

- ・消防無線電話を利用し、通信相手機関と通信連絡をするものとする。
- ・水道無線電話を利用し、被災地と市本部との通信連絡をするものとする。

② 警察電話による通信

沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡をする。

③ 警察無線電話による通信

沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し②に準じて通信連絡する。

④ 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、若しくはこれを利用することが著しく困難で有る場合は、非常無線通信を利用して通信連絡する。

資料4-4＜沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関および無線局＞参照

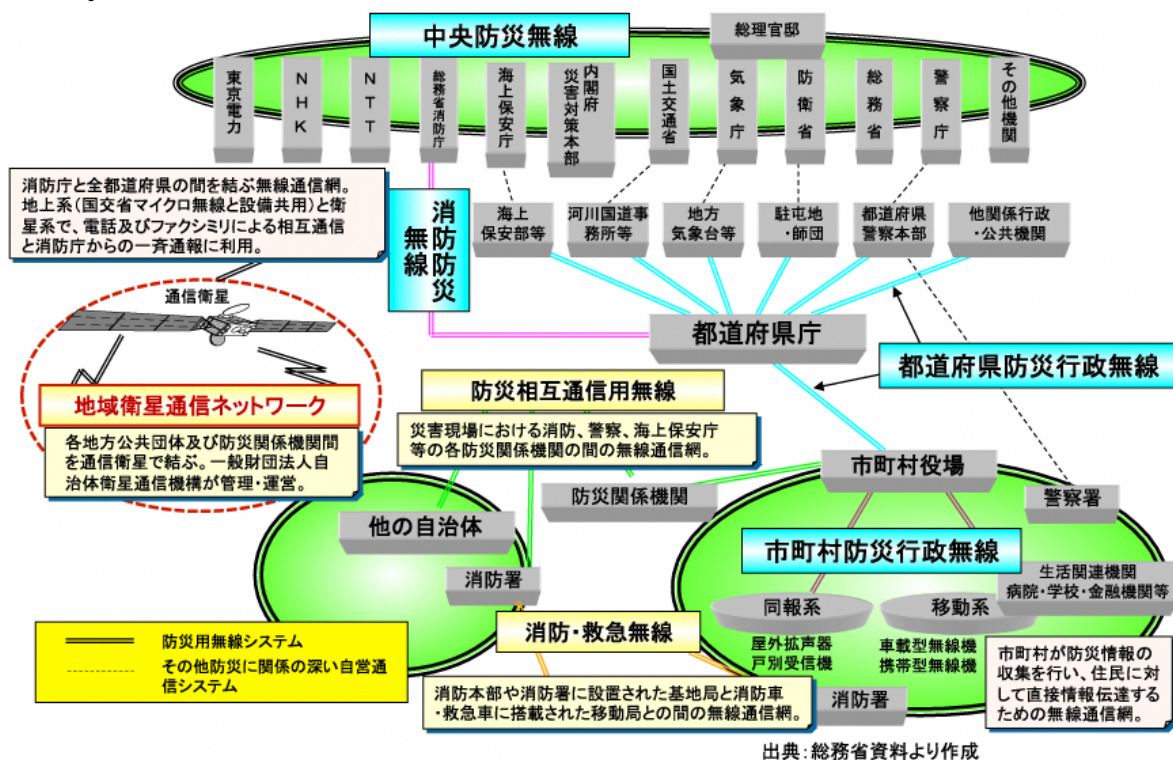
⑤ 地域衛星通信ネットワークの利用

地域衛星通信ネットワーク(LASCOMネット)は、一般財団法人自治体衛星通信機構が管理する通信ネットワークで、防災行政無線機能の拡充・強化、行政情報の伝送、地域からの情報発信を目的として構築されている。地域衛星通信ネットワーク内の通信として、総務省、総務省消防庁、都道府県、市町村と通話料金無料で通信できるものであり、適宜活用する。

地域衛星通信ネットワーク(LASCOMネット)

LASCOMネットは、都道府県と市町村を結ぶ都道府県防災行政無線(衛星系)として位置づけられている。

都道府県防災行政無線は、中央省庁間を結ぶ中央防災無線や、消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線と同様、地上系通信網とそれを拡充補完する衛星系通信網から構成されており、これらの通信網や市町村と住民とを結ぶ市町村防災行政無線と連携して、我が国の公的な防災通信の柱となっている。



第4節 災害状況等の収集・伝達計画

災害状況等の収集、報告は次によるものとする。

(1) 実施責任者

- ① 市長は、市内で発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県(防災危機管理課ほか関係部署)に報告するものとし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとする。
なお、市長は被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。
- ② 消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国(総務省消防庁)及び県に報告するものとし、総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

(2) 災害状況の収集報告

災害に伴う災害情報、災害状況の収集及び報告については、法令等に特別の定めがある場合のほか、この計画の定めるところによる。したがって、各対策部長はあらゆる手段を用いて状況を収集把握し、被害状況が確定するまで、企画対策部に報告するものとする。

なお、これらの収集及び報告は災害対策の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に実施することを要する。

- ① 人的被害・住宅被害・火災に関する情報
- ② 避難指示の状況、警戒区域の指定状況
- ③ 避難者数、避難所の場所等に関する情報
- ④ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報
- ⑤ 道路の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
- ⑥ 空港、ヘリポートの被害状況及び応急対策の状況に関する情報
- ⑦ 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑧ 漁港の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ⑨ 大規模災害時における消防本部への119番通報の殺到状況

(3) 災害報告

災害状況等の収集報告は、本計画及び各対策部における災害報告要領によるものとする。

1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

①災害概況即報(発生報告)	災害が発生したとき、直ちにその概況を報告する。
②被害状況即報(中間報告)	被害状況の全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間、逐次その状況を報告する。
③災害確定報告(最終報告)	災害応急対策の措置が終了し、その被害が確定したとき報告する。
④災害年報	年間の災害の被害状況を報告する。
⑤市町村行政機能チェックリスト	市の行政機能の確保状況を報告する。

2) 県及び国への報告要領(基本法第53条第1項)

市長は、市において災害対策本部を設置した場合、社会的影響から報告の必要があると認められる場合、被害状況を県知事に次のとおり報告する。

①災害概況即報 (災害即報様式第1号)	災害の初期的な報告で、その状況を県防災行政無線又は加入電話等で災害発生後直ちに県(防災危機管理課)に報告する。
②被害状況即報 (災害即報様式第2号)	被害状況が判明次第逐次、県地方本部(県南部土木事務所)若しくは、県防災危機管理課へ県防災行政無線又は加入電話等で報告する。 なお、報告にあたっては、糸満警察署と密接な連絡を保つものとする。
③中間報告	県本部等から特に求められた時に行う。
④災害確定報告 (災害報告様式第1号)	当該災害の応急対策終了後、20日以内に報告する。
⑤災害年報 (災害報告様式第2号)	毎年1月1日から12月31日までの災害の被害状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを4月15日までに報告する。

※県に報告できない場合又は本市において震度5強以上を記録したときには、国(総務省消防庁・応急対策室:TEL03-5253-7527 夜間・祝日 03-5253-7777)に報告するものとする。なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県(知事)に対して行うものとする。

※災害報告様式は資料8-4<災害報告様式及び記入要領>参照のとおりとする。

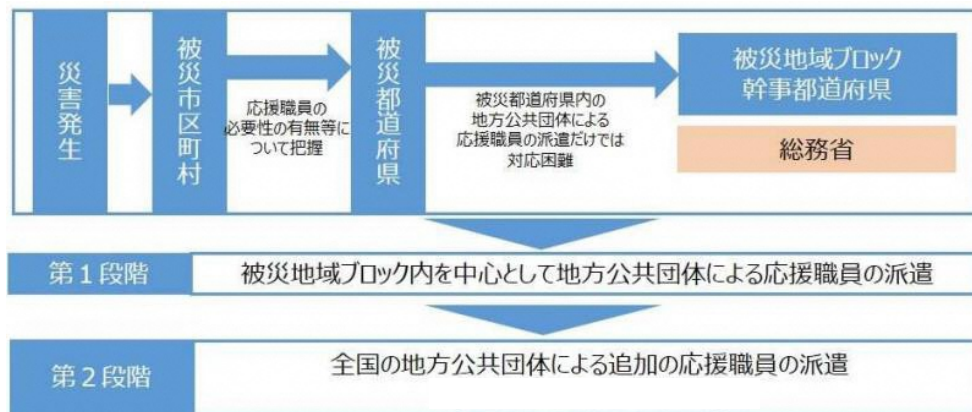
3) 行政機能の確保状況の報告要領(総務省・総務省消防庁通知)

総務省による応急対策職員派遣制度の一環として、市は、大規模災害により被災した際、国や県が市の行政機能の確保状況を的確に把握できるよう、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制(マンパワー)は充足しているか、③物的環境(庁舎施設等)は整っているかの3点を把握し、県に報告する(総務省自治行政局長、消防庁次長通知「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について(通知)」平成29年4月11日総行市第26号・消防災第51号)。報告様式は、資料8-4<災害報告様式及び記入要領>参照のとおりとする。

資料8-3<市町村行政機能チェックリスト>参照

【応急対策職員派遣制度】

大規模災害が発生した場合、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用し、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み。
糸満市から県に対する本報告は、糸満市への応援職員の派遣の必要性の有無の判断資料となる。

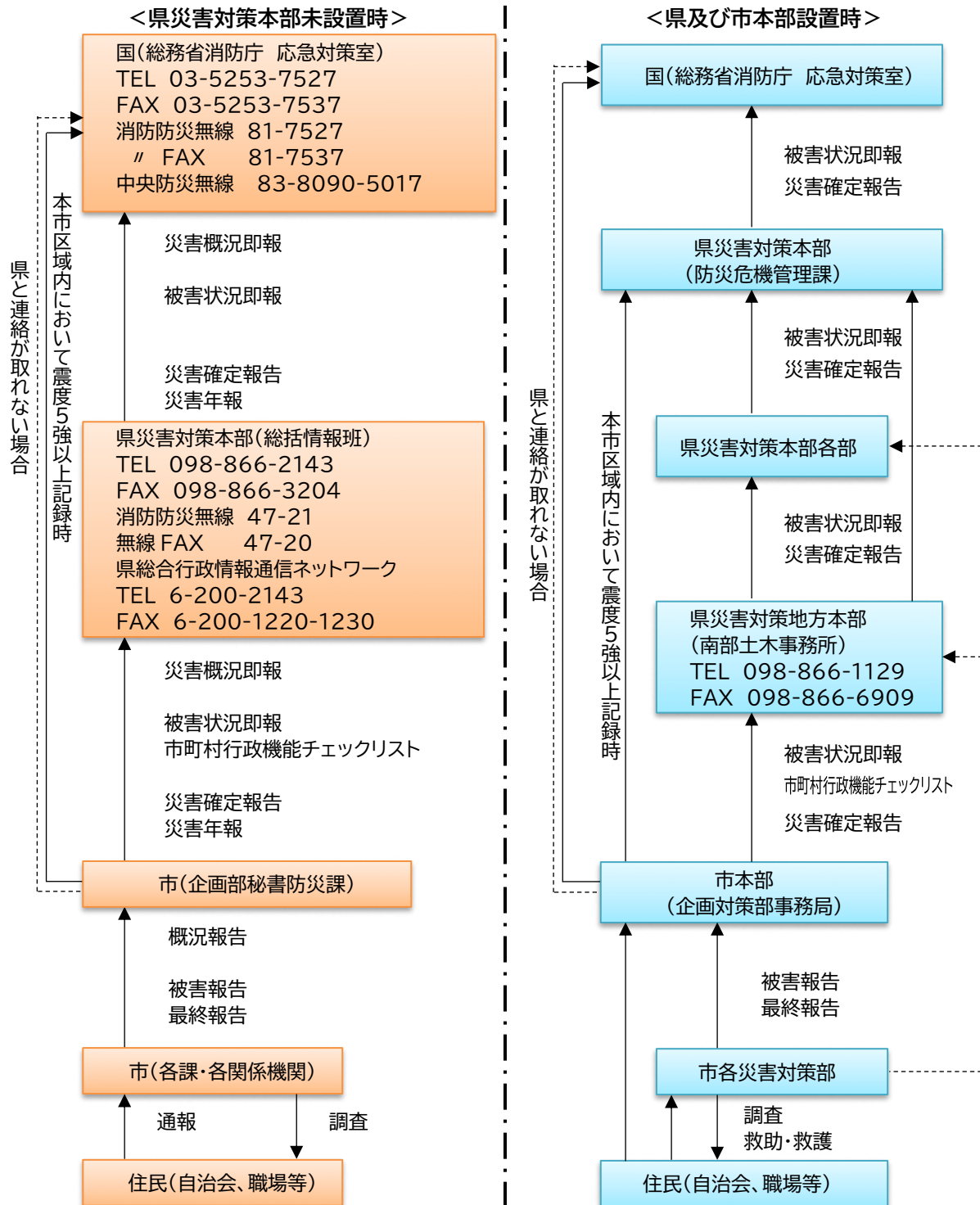


(4) 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害の認定は、法令等に特に定めがあるものを除くほか、概ね「被害状況判定基準」によるものとする。

資料8-4＜災害報告様式及び記入要領＞参照

【災害情報連絡系統図】



----- は、各関係対策部との連絡系統を示す。

第5節 災害広報計画

この計画は、住民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について必要な事項を定め、もって災害広報の迅速な実施を図るものとする。

(実施主体:企画対策部)

(1) 実施責任者

市長は、地域における災害情報、被害状況、その他の災害に関する広報を行うものとする。

(2) 実施要領

各部において広報を必要とする事項が生じたときは、直接企画対策部長に原則として文書でもって通知するものとする。

企画対策部秘書防災班は、各部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により速やかに住民及び報道機関へ広報するものとする。

(3) 広報の方法

住民及び観光客等の要配慮者に対する災害の情報及び応急対策等、住民に通知すべき広報事項は、広報内容に応じ次の方法により行う。

- ① 報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等による広報
- ② 広報車による方法
- ③ 写真、ポスター等の掲示による広報
- ④ 広報無線施設を通じて行う広報
- ⑤ 広報紙等の配布、その他
- ⑥ 来庁者に対する広報窓口の設置
- ⑦ 専用電話、パソコン通信による広報

(4) 報道機関に対する情報等の発表の方法・内容

情報等の発表に際しては、広報内容をあらかじめ報道機関と協議しておくほか、報道機関との連携を重視することから、災害時には報道機関に情報連絡員の派遣を要請する。

報道機関を通じて広報する内容は次のとおりとする。

資料5-4＜報道機関一覧＞参照

- ① 災害の概況
- ② 市本部の設置・活動状況
- ③ 市内の被害状況、災害応急対策状況(交通、食糧、生活物資、ライフライン等)
- ④ 災害対応にかかる当面の方針
- ⑤ その他必要と認める事項

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

市は、基本法第68条の2の規定により、災害に際して人命又は財産保護のため、自衛隊の救援を必要と認めた場合、県に自衛隊の派遣要請を行う。

(実施主体:企画対策部)

(1) 自衛隊派遣の要請要求責任

1) 県に対する自衛隊派遣の要請要求

市長は、市に災害が発生し、又はまさに発生している場合において、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう求める。

(基本法第68条の2及び自衛隊法第83条第1項)

2) 県に対して要請要求できない場合の処置等

- ① 市長は、知事に要求できない場合、その旨を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する際、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事からの要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

(基本法第68条の2第2項及び自衛隊の災害派遣に関する訓令第3条)

- ② 市長は、前項の通知を実施したときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(基本法第68条の2第3項)

- ③ 防衛大臣の指定する者とは、第15旅団長、第5航空群司令、沖縄基地隊司令、南西航空方面隊司令官である。

(自衛隊の災害派遣に関する訓令第3条)

(2) 災害派遣の要請を要求する場合の基準(3要件)

市長が、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する場合は、原則として天災地変その他の災害に際し、以下の基準(3要件)を満たす場合とする。

基 準 (3 要 件)		
①	緊急性	差し迫った必要性があること
②	公共性	公共秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
③	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(3) 自衛隊派遣の要請要求の基本手順

順序	項目	基準（3要件）
1	要請要求の決定	① 天災地変、その他の災害に際し、市長は、前項の「災害派遣の要請を要求する場合の基準（3要件）」に基づき、自衛隊派遣の必要性を判断する。 ② 市本部の各対策部長は、所管の対策業務について自衛隊派遣の必要性を認めた場合は、直ちに市長に対して意見具申を行い市長の判断を補佐するものとする。 ③ 自衛隊の派遣の要請を要求しないと決定した場合においても、知事及び自衛隊に連絡するものとする。
2	要請要求の実施	市長は、決定に基づき災害派遣要請要求書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。
3	要請要求が実施できない場合の処置	① 市長は、知事に要請要求が実施できない場合、その旨及び災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。通知の要領は、文書をもってする。ただし、事態緊迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信、電話によるものとする。 ② 市長は、前項の通知を行った場合、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(4) 自衛隊の自主派遣

1) 自衛隊の自主派遣

防衛大臣又はその指定する者は、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
(自衛隊法第83条第2項)

2) 要請を待ついとまがない場合の定義

事態が人命の緊急救助に関するものである場合であり、かつ市長又は警察署長等の通報に接した場合である。派遣を行うにあたっては、関係公共機関と緊密に連携するとともに、努めて事後知事等の災害派遣要請文書の受理の措置を行う。

(自衛隊の災害派遣に関する達第8条)

3) 自主派遣の判断基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。指定部隊等の長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

(防衛庁防災業務計画 第三 6(2))

	判断基準	例
①	災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること	○ 災害に際し、航空機(必要に応じ地上部隊又は艦艇等)により、自隊又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合
②	災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行う事ができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること	○ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(基本法第68条の2第2項の規定による市長からの通知を含む。)を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ○ 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
③	災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること	○ 運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合 ○ 海難事故の発生等を自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合 ○ 部隊等が防衛省の施設外において、人命に関わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合
④	その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること	

(5) 知事への要請要求及び自衛隊に対する通知の内容

知事への要請要求及び知事に要請要求できない場合に実施する自衛隊に対する通知は、下記の内容を明らかにする。

(資料8-8<自衛隊災害派遣要請依頼書等>参照)

- ① 災害の情况及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のために必要とする諸器材、駐車場等の有無等)

(6) 派遣部隊の受入要領

市は、災害派遣における自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように次の事項に留意し協力する。

1) 事前準備等

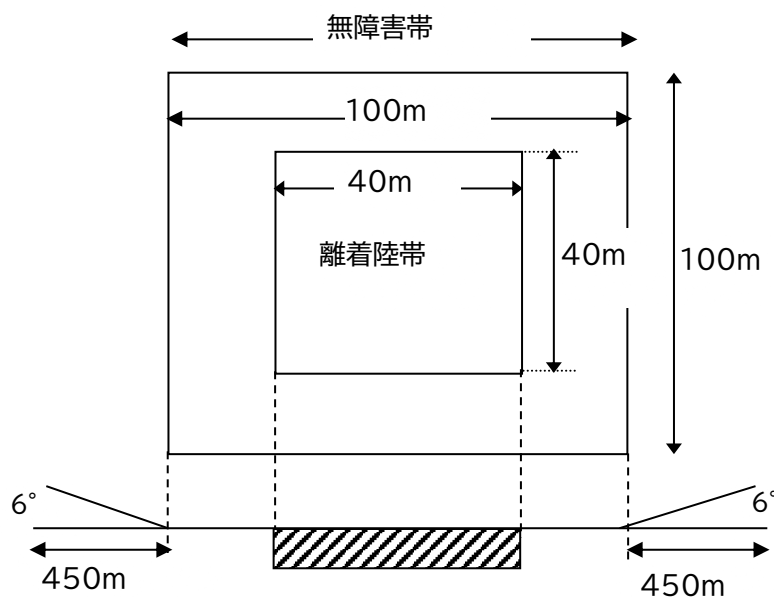
- ① 市は、派遣部隊との連絡調整責任者を指定しておくものとする。
- ② 派遣部隊の指揮所、宿泊施設、駐車場、資材置場、炊事場等となる地域を確保し提供するものとする。
- ③ 派遣部隊の活動にあたり、地域住民、自主防災組織等に対して協力を求めるものとする。
- ④ 派遣部隊に要請する活動内容、所要人員、必要とする資器材の確保等について計画準備し、派遣部隊が到着後、直ちに活動が実施できるように準備する。

2) ヘリポートの準備

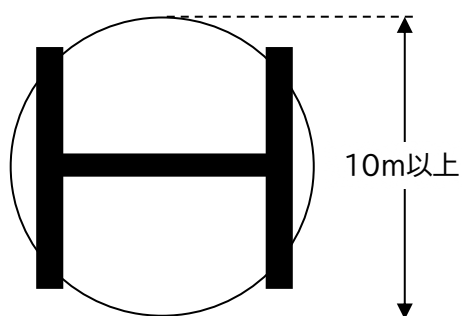
災害発生時の人命救助、救助物資の空輸（血液、血清リレーを含む）等を円滑に実施するため、平素からヘリポート適地を地域ごとに選定しておくとともに、災害派遣に際しては、派遣部隊に対し提供する。

① ヘリポートの設定基準【離陸地点及び無障害地帯の基準】

【大型機（CH-47）の場合】



《ヘリポート》



②ヘリコプター受入準備

- ア 離着陸地点には、**Ⓜ**記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポート近くに上空からの風の向き、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- イ 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ウ 砂ぼこりが舞い上がる場合においては、散水を行う。
- エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- オ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- カ 離発着時において、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- キ 着陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

3) 派遣部隊到着後の措置

- ① 派遣部隊の誘導
- ② 作業計画等の協議調整及び必要措置
被災地における活動の要領に関しては、県及び市と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。特に自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう役割及び作業の分担を決定し、派遣部隊の重点的な運用と、活動の効率化を重視する。
- ③ 派遣部隊の撤収(時期・要領等)に関する協議
- ④ その他必要と認められる措置

(7) 連絡幹部等との調整

市(連絡調整責任者:企画対策部副部長)は、災害派遣及び地震防災派遣並びに自主派遣の際に派遣される連絡幹部等との連絡・調整にあたるものとする。この際、災害等の被害状況に応じ必要な調整を実施する。

市は、連絡・調整に必要な施設等を自衛隊に提供する。

(8) 派遣部隊との連絡・調整

- ① 被災状況の把握(情報収集活動)
- ② 避難の援助(避難者の誘導、輸送)
- ③ 避難者の搜索、救助(行方不明者、負傷者等)
- ④ 交通規制(警察官がその場にはいない場合における交通規制、障害車両の除去等)
- ⑤ 水防活動(土のう作成、運搬、積み込み等)
- ⑥ 消防活動(消防機関の消火活動に協力)
- ⑦ 道路又は水路の啓開(必要がある場合に損壊、障害物の啓開、除去)
- ⑧ 応急医療、救護及び防疫(薬剤等は、通常、関係医療機関の提供するものを使用)
- ⑨ 人員及び物資の緊急輸送(救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送)
- ⑩ 炊飯及び給水支援
- ⑪ 救援物資の無償貸付又は譲与(「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき実施)
- ⑫ 危険物の保安及び除去(自衛隊の処理能力上可能な火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去)
- ⑬ その他(臨機の必要に際し、自衛隊の能力で対処可能なもの)

(9) 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

	権 限	根 拠	備 考
1	避難等の措置	自衛隊法第94条 (警職法第4条の準用)	・警察官がその場にいる時 ・災害派遣命令者に報告、災害派遣命令者は、所轄警察署長に通報
2	立 入	自衛隊法第94条 (警職法第6条第1・3・4項の準用)	・警察官がその場にいる時 ・災害派遣命令者に報告、災害派遣命令者は、所轄警察署長に通報
3	車両等の移動命令及び破壊	基本法第76条の3 第1項及び第2項	・警察官がその場にいる時 ・事後、直ちに所轄警察署長に通知
4	警戒区域の設定及び立入時制限等	基本法第63条第3項	・市長その他の市長の職権を行うことができる者がその場にいる場合 ・事後、直ちに市長に通知
5	物件の使用・収容等工作物の除去等 (物的応急公用負担)	基本法第64条第8項	・市長その他の市長の職権を行うことができる者がその場にいる場合 ・事後、直ちに市長に通知
6	業務従事命令 (人的応急公用負担)	基本法第65条第3項	・市長その他の市長の職権を行うことができる者がその場にいる場合 ・事後、直ちに市長に通知

(10) 派遣部隊の撤収

市長は、派遣部隊の撤収にあたっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事、警察、消防機関等及び災害派遣命令者と協議を行い決定し、知事を通じて撤収を要請する。

(11) 経費の負担区分

自衛隊の災害派遣活動に要した費用は、原則として派遣を要請(要求)した機関が負担することとし、細部は県及び市並びに災害派遣命令者と協議の上決定するものとする。

派遣を要請した機関が負担する経費の内容は概ね下記のとおりである。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材、器材(自衛隊の装備に関するものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営及び必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し発生した損害(自衛隊の装備に関するものを除く)の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、派遣を要請(要求)した機関と災害派遣命令者との間で協議するものとする

第7節 広域応援要請計画

災害時において隣接市町村、県又は指定地方行政機関の職員等の応援により災害応急活動、応急、復旧活動の万全を図るため、次により応援要請を行う。

(実施主体:企画対策部、総務対策部)

(1) 実施責任者

応援要請は、「糸満市受援計画」及び市が締結している防災協定等に基づき、市長が行うものとする。

(2) 応援要請方法

1) 隣接市町村等相互間の応援

(基本法第67条第1項)

市長は、本市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他の市町村の長に対し職員等の応援を求めるものとする。

2) 指定地方行政機関の応援

(基本法第29条第2項・同法施行令第15条)

市長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して、職員等の派遣要請を行うものとする。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職種別人員数
- ③ 派遣を要請する期間
- ④ 派遣される職員の給与、その他の職務条件
- ⑤ その他職員等の派遣について必要な事項

3) 県知事への職員派遣斡旋の要請

(基本法第30条第1項・同法施行令第16条)

市長は、県知事に対し、県、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、2)の事項を明示して斡旋を求めるものとする。

4) 九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく要請

市長が県に応援を求め、大規模な災害のため県単独では十分な応急措置が実施できないと知事が認めるときは、知事が応援協定の関係県に直接又は幹事県を通して応援要請を行うものとする。

5) その他の要請

「糸満市受援計画」及び市が締結している防災協定等その他の要請については、市長が応援要請を行うものとする。

資料7-2<糸満市が締結している防災協定一覧>参照

(3) 応援職員等の感染症対策

市は、感染症対策のため、応援職員等の執務スペースの適切な空間を確保するものとする。

2) 消防施設の整備充実

市内における諸災害発生に対処するため年次計画を作成し、器具、機材の整備等のほか人員の整備・充実を図るものとする。

(消防施設の現状は、資料4-9<糸満市消防本部機械・器具装備状況>参照)

(3) 消防業務の内容

1) 火災の予防、警戒

火災発生危険の除去、人命危険の発見、排除に努め、火災の予防、警戒にあたる。また、第2編第1章第2節に規定する地震・津波警報等の伝達計画に基づき、「火災警報発令」を受理した場合は、市民の火に対する警戒心を喚起する。

2) 火災防御活動

火災を覚知したら消防編成及び出動計画に基づき、出動し火災防御にあたる。なお、火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動に優先する。指揮者は、まず要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施し、要救助者があれば各隊は協力して救助隊との連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

3) 救助活動

風水害、地震、大規模な交通事故等による人命危険が発生した場合は、救助隊を編成し、全力を挙げて救助活動にあたる。

4) 救急活動

負傷者の搬送及び収容は、原則として救急隊が行うものとし、状況により消防車又は現場付近の車両をもって行うものとする。

(4) 応援要請

消防長は、火災が延焼拡大し大規模火災に進展の様相を呈したときは、「沖縄県消防相互応援協定書」及び「緊急消防援助隊運用要綱」等に基づき、県内及び県外消防本部に応援を要請するものとする。

(5) 火災原因等及び被害調査

火災原因及び被害調査等の結果は、消防長から市長に報告するものとする。

(6) 糸満市消防計画

糸満市消防計画は、概ね次の事項について定めるものとする。

第1章 組織計画	第8章 火災警報計画
第2章 消防力整備指針の整備計画	第9章 風水害等警防計画
第3章 調査計画	第10章 救急救助計画
第4章 教育訓練計画	第11章 避難計画
第5章 災害予防計画	第12章 応援協力計画
第6章 警報発令伝達計画	第13章 その他
第7章 情報計画	

第9節 救出計画

災害時における救出活動は、次のとおり実施する。

(実施主体:消防対策部)

(1) 実施責任者

市及び救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

(2) 救出の実施

被災者の救出は、消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と協力して救出に必要な器具を借り上げるなど情勢に応じた方法により実施する。

1) 市の役割

- ① 市は、本来の救助機関として救出にあたる。
- ② 本市のみでは救出が実施できないと判断した場合は、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求める。

2) 県の役割

県は、市への応援を必要と認めた場合又は市から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県に対し応援を要請する。

3) 市民の役割

市民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

(3) 救助活動成功のポイント

- ① 要救出・救助現場の早期把握
- ② 要救出・救助現場に対する人員の投入
- ③ 要救出・救助現場に対する資機材の投入
- ④ 救出・救助従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担

(4) 救出用資機材の調達

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

第10節 医療救護計画

災害のため医療機能が停止し、又は著しく不足若しくは混乱する等、災害地の住民が医療の途を失った場合における応急的な医療及び助産若しくは乳幼児の救護等、被災者保護の実施について定める。

(実施主体：市民健康対策部)

(1) 実施責任者

災害のため医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産並びに乳幼児の救護は、医療関係機関の協力を得て、市長が行うものとする。

救助法が適用されたときは、市長は知事の補助を行うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

(2) 医療及び助産救護の実施

1) 救護班

医療及び助産の方法は、救護班によるものとする。

【救護班の編成(例)】

班 名	構 成 機 関	班 構 成
医療救護班	南部地区医師会	医師 保健師・看護師 事務員
助産救護班	南部地区医師会	医師 助産師
乳幼児救護班	南部地区医師会 市健康推進課 市保育こども園課 市こども未来課	看護師 保健師 保育士 事務員

※人員数については、災害の規模により調整する。

2) 救護班以外の協力

医療及び助産救護は、救護班により行うものとするが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、南部地区医師会やその他医療関係機関の協力を得て行うものとする。また、緊急な出産を要する場合、最寄りの助産師によって行う等の対応を図るものとする。

3) 医療、助産費用及び期間

区分	費 用		実施期間
医 療	① 救護班による場合	薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費用の実費	災害発生の日から14日以内
	② 一般の病院又は診療所の場合	社会保険診療の報酬額内	
	③ 施術者による場合	地域における協定料の額以内	
助 産	① 救護班による場合	使用した衛生材料等の実費	分べんした日から7日以内
	② 助産師による場合	地域における慣行料金の8割以内の額	

4) 救護所の設置

設 置 区 分	設 置 基 準
① 応急救護所	救護所は、本部長の指示により被災者の収容施設、被災者の通行の多い地点及びその他適当と認める場所に設置するものとする。
② 臨時救護所	地域被災者の応急救護の拠点として、避難所(学校、公民館等)や避難場所(総合グラウンド等)、病院・診療所等の公共施設に臨時救護所を設置。

5) 委託医療機関等による医療

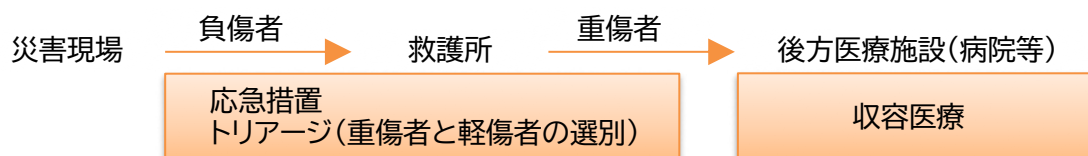
救護班による医療措置ができない者や救護が適当でない者は、委託医療機関(県及び国立の公立病院、助産所、近隣市町村の委託医療機関)において救護を行う。

- ① 救助法適用市町村区域内の病院・診療所における入院治療施設
- ② 隣接市町村区域内における病院・診療所における入院治療施設

6) 船舶の利用

大規模な災害により被災地の医療施設が不足する場合は、県(総括情報班)を通し、第十一管区海上保安本部、海上自衛隊等に対し、所有船舶の供用を要請するものとする。

7) 医療救護の流れ



注) 後方医療施設とは、救護所では対応困難な重傷者等の処置、治療を行う常設の公立病院、救急病院等災害現場

8) 救急医療体制の確立

各関係機関及び団体は、相互間の連絡・協力で万全を期することで、災害時の救急医療を迅速かつ的確に実施するものとする。

【本市の業務内容】

- ① 現地における応急的医療施設の設置及び管理
- ② 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- ③ 日本赤十字社沖縄県支部糸満市地区長に対する出動要請
- ④ 南部地区医師会に対する出動要請

(3) 医薬品等の調達

1) 医薬品、衛生材料の確保

医療並びに助産施設のための必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該医療班の手持ち品を使用するものとする。ただし、手持ち品がなく、又は不足したときは県(薬務衛生班)に要請する。

2) 血液製剤の確保

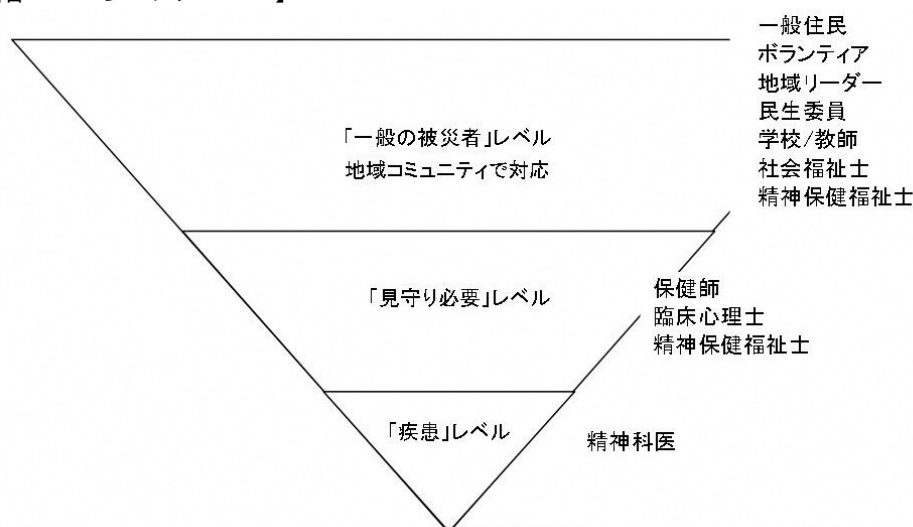
本市において、災害時の輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、県(薬務衛生班)を通し、沖縄県赤十字血液センターへ、必要な輸血用血液製剤の確保及び要請するものとする。

(4) こころのケア

大規模な災害における被災者に対する“こころのケア”として、県及び市は南部保健所や市庁舎等に相談窓口を設置し、精神科医、医療ケースワーカー、保健師、児童相談所職員等による救護活動を行う。

また、避難所等を巡回し定期的な医療活動を行うなど、巡回救護の対策を図るものとする。

【3段階のこころのケアレベル】



資料：被災者のこころのケア都道府県対応ガイドライン(内閣府)

第11節 交通輸送計画

交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、安全、円滑な交通の確保を図る。また、災害時における被災者の避難その他応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材の輸送等を確実に行う。

(実施主体:市、関係機関)

(1) 交通の規制

1) 交通規制の実施責任及び規制の種別

区 分		種 別	根 拠 法
陸 上	道路管理者	危険箇所	道路法に基づく規制(道路法第46条) ○災害時において道路施設の破損等により、施設構造を保全し、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限することができる。
	県公安委員会	危険箇所	道路交通法に基づく規制(道路交通法第4条) ○災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。
	県公安委員会	災害緊急輸送	基本法に基づく規制(基本法第76条) ○県公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域若しくは道路の区間)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、若しくは制限することができる。

2) 海上の交通規制

天災事変等の危険な事態があり、住民の生命、身体、財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、急を要する場合は、海上の交通を禁止又は制限するものとする。

3) 危険箇所における規制

県、市、県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止若しくは制限する必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるものとする。

なお、必要があると認められる場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するもののほか、道路情報センターや報道関係機関等を利用するなどの周知を図るものとする。

4) 緊急輸送のための規制

市長及び警察署又は県公安委員会等の緊急輸送の実施機関は、災害が発生した場合に災害対策及びその他応急措置の実施に必要な人員・物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

実施機関	措置内容
緊急輸送機関の措置	災害地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。
公安委員会の措置 [制限の必要を認めたとき]	ア 緊急車両以外の車両の通行禁止又は制限の対象、区間及び期間を記載した様式1<車両通行止め>(46ページ)による表示若しくは適当な迂回路の表示を所定の場所に設置するものとする。 イ 上記の通行禁止若しくは制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

5) 発見者等の通報

災害時に道路及び橋りょう等の交通施設の危険な状況若しくは交通がきわめて混乱している状況を発見した者は、速やかに市又は警察に通報するものとする。

なお、通報を受けたときは、警察にあっては市へ、市にあってはその道路の管理者又は警察へ通知するものとする。

6) 緊急輸送道路等の啓開措置

① 車両の運転者の責務

規制区分	措置内容
道路区間及び区域に係る通行禁止等が行われた場合	道路区間や区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間や道路以外の場所に移動させる。移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。
警察官の指示を受けた場合	その他警察官の指示を受けたときは、それに従う。

② 警察による措置命令等

警察は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

③ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

警察がその場にはいない場合、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊並びに消防が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

④ 交通施設の応急対策

交通施設の災害応急対策は「第2編 第1章 第31節 公共土木等施設応急対策計画」の定めるところとする。

(2) 緊急輸送の対象

1) 緊急輸送の実施責任

被災者の避難、その他応急対策の実施に必要な輸送は、市が行う。

ただし、次の場合は県が緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

(実施主体:企画対策部)

- ① 災害範囲が広域で、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- ② 輸送実施機関において、輸送不可能の状態と認められる場合

2) 緊急輸送の対象

優先段階	対 象 内 容
第1段階	① 救助・救急、医療活動の従事者、医薬品など人命救助に要する人員、物資 ② 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員など初動の応急対策に必要な要員、物資等 ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	① “第1段階”の続行 ② 食糧・飲料水など生命維持に必要な物資 ③ 傷病者、被災者の被災地外への輸送 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	① “第2段階”の続行 ② 災害復旧に必要な人員及び物資 ③ 生活必需品

(3) 緊急輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案して、適当な方法によるものとする。また、輸送実施機関は所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該輸送物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講じるものとする。

1) 道路輸送

市所有の車両を使用し、緊急通行車両の届出及び指定を受け、緊急輸送を行う。

① 緊急通行車両の届出及び指定

大規模災害発生時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から緊急通行車両であることの確認申請が殺到し、災害応急対策に支障を来することが懸念される。

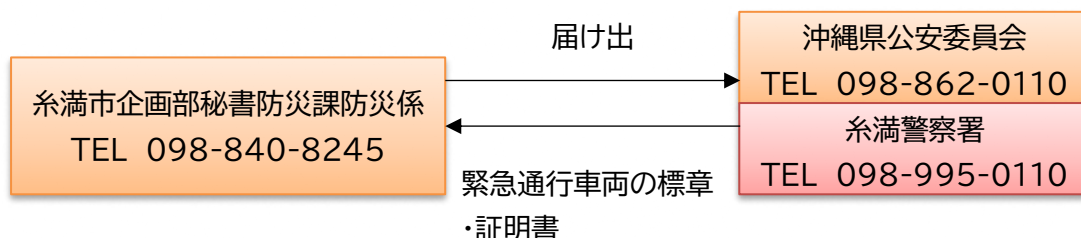
したがって、災害時に使用する予定の車両については事前に県公安委員会に届け出て、その活動に支障のないよう万全を期しておくものとする。

ア 緊急通行車両の事前届出

a 市有車両による輸送

市保有の車両等について、知事(防災危機管理課)又は県公安委員会にあらかじめ緊急通行車両の事前届出書を提出し、緊急通行車両(基本法第50条)としての当該審査のうえ届出済証の交付を受けるものとする。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前受理簿に登載しておく。



b 民間車両等、市有車両以外による輸送

市内における必要な車両確保が困難で、民間車両等の市有車両以外により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

イ 緊急通行車両の標章及び証明書

知事又は県公安委員会に対し緊急通行車両確認証明書の交付申し出を行い、知事(防災危機管理課)又は県公安委員会が緊急通行車両を確認後、標章及び証明書を受けるものとする。緊急通行車両の交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

資料4-4<沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関および無線局>参照

② 市有車両の確保

災害輸送のための市有車両の確保は、次の方法により行うものとする。

ア 市有車両の掌握管理は、企画対策部(秘書防災班)において行うものとする。

イ 各班長は、車両を必要とするとき総務1班に次の事項を明示して配車を要請するものとする。

- a 輸送日時及び輸送区間
- b 輸送対象の人数、品名及び数量
- c その他必要な事項

ウ 秘書防災班長は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急性を考慮のうえ使用車両を決定し、要請した班へ通知するものとする。

<車両通行止め>

<様式1>



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯円及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、また図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資料4-10 <市有車両の保有状況> 参照

③ 費用の基準

ア 輸送業者による輸送又は車両の賃借料は、通常の料金とする。

イ 官公署、その他公共機関等所有の車両使用については、燃料費程度を負担するものとする。

2) 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難又は海上輸送がより効果的な場合、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施するものとする。

実施項目	実施内容
①県有船舶による輸送	県有船舶による輸送を必要とするときは、県(総括情報班)に対し、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。 ア 災害の状況及び応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする期間 ウ 応援を必要とする船舶数 エ 応急措置事項 オ その他参考となる事項
②第十一管区海上保安本部船舶の派遣申請等	市長は、第十一管区海上保安本部船舶による輸送を必要とするときは、知事(総括情報班)に対し要請及び要請後の措置を行う。 ※「第2編 第1章 第6節自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる。
③民間船舶による輸送	市長は、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

3) 空中輸送

実施項目	実施内容
①空中輸送の実施	災害による交通途絶その他の理由により、空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送要請及び要請後の措置並びに撤収要請を実施する。 ※「第2編 第1章 第6節自衛隊災害派遣要請計画」による要領に準ずる。
②ヘリポートの整備	空中の輸送(緊急患者空輸、物資の空輸等)を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。 ※「第2編 第1章 第6節自衛隊災害派遣要請計画」によるヘリポート設置基準に準ずる。

4) 人力等による輸送

災害時の人力等による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討し、地域住民の協力のもと迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。

5) 人員、資機材等の速やかな確保

市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第12節 治安警備計画

この計画は、災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図ることを目的とするものである。

(1) 災害地における警察の任務

警察は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止する住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

(2) 災害時における警備体制

災害時における治安警備活動は、次によるものとする。

1) 警察

本市において、警察が行う治安警備活動は「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県警察災害警備実施要綱」及び「糸満警察署災害警備実施要領」によるものとする。

2) 市長

市の措置	措置内容
災害応急措置	市は、災害応急対策に関する措置をとるときは、警察に連絡をし、両者が緊密に協力するものとする。
協力要請	市が警察の協力を求める場合は、原則として警察に対応して行うものとする。
出動要請	市が警察の出動を求める場合は、警察署長を経て災害応急対策責任者である県警察本部長に要請するものとする。

第13節 災害救助法の運用計画

この計画は、災害に際して救助法を適用し、応急的及び一般的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るためのものである。

(実施主体:福祉対策部、企画対策部、関係各対策部)

(1) 実施責任者

救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施する。この場合、市は県(知事)の補助を行うものとする。ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助を市長が行うこととすることができる。

【救助等の種類】

- ① 収容施設(応急仮設住宅を除く)の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 遺体の搜索
- ⑪ 日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

なお、救助法の適用に至らない災害についての被害者の救助は、本計画の「第2編 第1章 災害応急対策計画」に定めるところにより、市が実施するものとする。

(2) 救助法の適用基準

本市において、救助法が適用(災害救助法施行令第1条第1項)される災害の程度は、次のいずれかに該当する場合である。

(同項第1号)本市の被害世帯数が80世帯に達したとき。

(同項第2号)沖縄県全域の被害世帯数が1,500世帯以上で、そのうち糸満市内の被害世帯数が40世帯に達したとき

(同項第3号前段)県内全域の被害世帯数が7,000世帯以上であって、本市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき

(同項第3号後段)災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住宅が滅失したとき。

(同項第4号)発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じた場合であって、

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

(注)被害世帯数とは、全壊(焼)流失等により住宅の滅失した世帯の数をいい、住宅が半壊(焼)床上浸水等により被害を受けた場合は、一世帯をそれぞれ半壊(焼)にあつては全壊(焼)流失等の2分の1世帯、床上浸水にあつては3分の1世帯として換算する。
なお、人口は災害直前の国勢調査の人口とする。

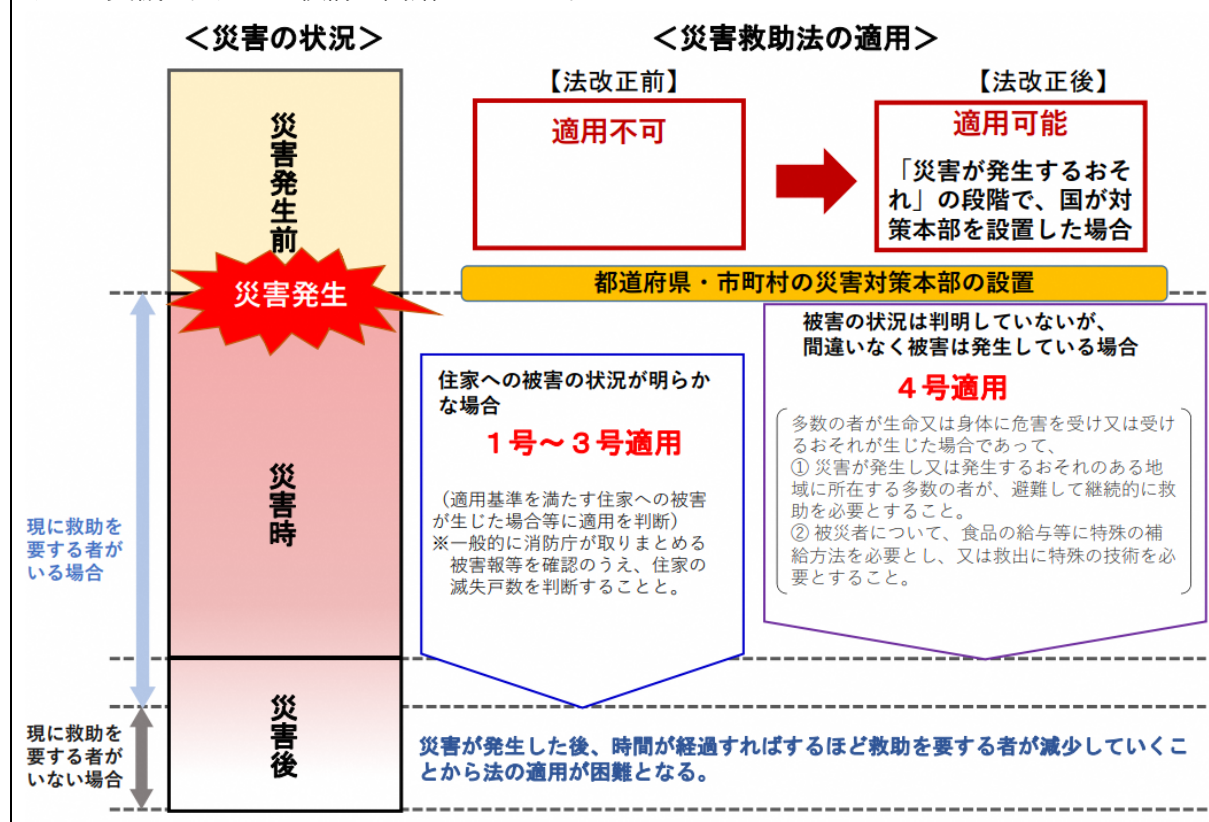
(3) 救助法の適用手続き

- ① 市長は、市内における被害が(2)の救助法の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- ② 災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、市長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

資料5-3<災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表>参照

【救助法の適用】

救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用されており、まずは都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。国(内閣府)からも報道等の情報を元に、被害の大きいと思われる都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っており、助言を契機に法適用の検討が開始されている。



第14節 避難計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険区域内の住民に対して避難のための立退き等の指示を行い、住民の安全を図る。

第1款 避難の前提

(1) 避難情報と内容

区 分	避難情報	内 容	根拠法等
災害一般の避難 (津波を除く)	高齢者等避難 (警戒レベル3)	高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難について 基本法第56条
	避難指示 (警戒レベル4)	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	基本法 第60条
	緊急安全確保 (警戒レベル5)	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	
	警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命若しくは身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。なお、基本法第116条の規定により従わなかった者には罰則が規定されている。	基本法 第63条
津波避難	「避難指示」 (災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さない)	津波は、地震発生後短時間で襲来し、災害をもたらすことがあることから、市が限られた時間でいずれの情報を発令するか判断を行うことは困難であり、また、情報の受け手である居住者等においても避難行動に混乱を来すおそれがある。また、危険な地域から一刻も早く、指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが望ましい。このため市長は基本的には「緊急安全確保」ではなく、「避難指示」を発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする。 なお、気象庁からの津波警報等の発表や、市からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所に移動することが最も重要である。	避難情報に関するガイドライン 令和3年5月 内閣府

(2) 避難指示、警戒区域の実施

1) 実施責任者

避難のための立退きの指示、警戒区域の設定、避難の誘導等は次の者が行うこととする。また、避難指示後の避難者誘導は、避難指示者と市長が協力して行い、避難所の開設及び収容、保護は市長が行う。

これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

なお、避難情報等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護については、市長が知事の補助機関として行うものとする。ただし、知事が迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	基本法第63条	
知事	災害全般	基本法第73条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	基本法第63条	市長から要請がある場合又は市長(委任を受けた職員含む)がその場にいないとき
自衛官	災害全般	基本法第63条	市長(委任を受けた職員含む)、警察官等がその場にいないとき
消防職員 消防団員	火災	消防法第28条 消防法第36条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防職員・団員がいないとき、又は要求があったとき
水防管理者	洪水、高潮	水防法第21条	—
警察	洪水、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

2) 避難指示等

避難指示等について、警戒レベルに対応した実施責任機関は、次のとおりである。

警戒レベル	種類	対象災害	実施権限
警戒レベル3	高齢者等避難	災害全般	市長(基本法第56条)
警戒レベル4	避難指示	災害全般	市長(基本法第60条) 警察官(警察官職務執行法第4条第1項、基本法第61条) 災害派遣出動自衛官(自衛隊法第94条) 海上保安官(基本法第61条)
		地すべり	知事又はその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)
		洪水、津波、高潮など	知事又はその命を受けた職員、水防管理者(水防法第29条)
警戒レベル5	緊急安全確保	災害全般	市長(基本法第60条) 警察官(基本法第61条) 指定行政機関の長(基本法第61条の2)

3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命を守るために必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。なお、警戒区域の設定には強制力があり、従わない場合には罰則もあるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。

設定が考えられる場合

- ① 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
- ② 応急対策上、やむを得ない場合

(3) 避難指示等の基準

1) 高齢者等避難

地震・津波の場合には発令基準を設けていない。

特に津波の場合については、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。ただし、遠地地震に関する情報が発表され、以後、津波警報等が発表される可能性がある場合は、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

その他の災害の場合は、「第3編 第1章 第15節 風水害避難計画」を参照。

2) 避難指示・警戒区域設定の基準

避難指示を次の基準により行い、更に津波その他の災害発生事象が避難指示の段階より悪化し、災害発生の危険が高くなり、また、確実視される場合に警戒区域を設定する。

災害の種類	基 準	住民に求める行動
津波の場合	1 大津波警報、津波警報の発表 2 津波注意報の発表(避難指示の発令対象区域は、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。) 3 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ(震度4程度以上)を感じた場合あるいは揺れは弱くとも長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了
その他の場合	警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当な危険が差し迫ってきた場合	・未だ避難してない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

津波が、段階的に災害の切迫度が高まる洪水、土砂災害、高潮等と異なり、危険な地域から一刻も早く、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが望ましいことから、市町村長は基本的には緊急安全確保ではなく、避難指示を発令する。

(4) 指示者等の措置

1) 関係機関への通知

避難指示等を行った者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

避難指示者 警戒区域の設定者	必要措置(関係機関への通知)	備 考
市長の措置	市長 → 県知事(防災危機管理課) 市長 → 県内放送事業者 (資料5-5参照)	基本法に基づく措置
知事の措置	県知事(防災危機管理課) → 市長	基本法に基づく措置
知事又はその命を受けた職員の措置	県知事(防災危機管理課) → 糸満警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察の措置	警察官 → 糸満警察署長 → 市長 → 県知事(防災危機管理課)	基本法に基づく措置
	警察官 → 糸満警察署長 → 県警察本部長 → 県知事(防災危機管理課)	警察官職務執行法(職権)に基づく措置
自衛官の措置	自衛官 → 市長 → 県知事(防災危機管理課)	
水防管理者の措置	水防管理者 → 糸満警察署長	
消防職員・消防団員の措置	消防職員・消防団員 → 市長	消防法に基づく措置

2) 指示、警戒区域の情報伝達

避難指示、警戒区域の設定者は、次の方法等によってその発した指示、警戒区域の設定が迅速に住民や労働者、観光客等の滞在者に通知徹底するよう努めるものとする。

伝 達 事 項	伝 達 方 法
① 発令者 ② 避難指示、警戒区域の設定の理由 ③ 避難日時、避難先及び避難経路 ④ 避難にあたっての注意事項 ア 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うものとする。 イ 会社、工場にあつては、浸水その他の災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講じるものとする。 ウ 避難者は1人当たり7日分程度の食糧・飲料水、日用品及び衣類等を携行すること。 エ 避難者は、必要に応じ防寒用雨具を携行すること。	① 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達 ② 広報車等の呼びかけによる伝達 ③ 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達 ④ 各自治会の拡声器及び広報車両による伝達

(5) 避難の誘導

実施事項	実施内容
①避難の優先順位	避難にあたっては、避難行動要支援者(高齢者、幼児、障がい者、妊産婦、病人等)を優先させるものとする。
②避難者の誘導	ア 避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び避難の安全迅速を図るものとする。 イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。 ウ 誘導にあたっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ、避難経路を2か所以上選定しておくものとする。 エ 避難行動要支援者等の避難誘導としては、地域で把握した「避難行動要支援者のリスト」の作成と「個別避難計画」の策定を進め、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て円滑に避難できるよう配慮するものとする。また、社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行うものとし、市は可能な限り支援を行う。 オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめるものとする。 カ 避難場所等の情報弱者である観光客や外国人に対しては、土地勘がない、また言語が通じにくいこと等を十分に配慮して避難誘導する。

(6) 指定避難所・指定緊急避難場所

1) 避難所等の指定

市長は、災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在するため、指定避難所を指定しておき、災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合に開設する。

また、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため、緊急避難場所を指定しておき、担当者を定め、発災時等において開放を行う。指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる(基本法第49条の8)。

さらに、市は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

市長が避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況(開設日時、場所、収容人員、開設期間の見込み)を知事に報告しなければならない。

なお、避難所としての施設が不足する場合、次の措置を行う。

【避難所としての施設が不足する場合の措置】

- ① 隣接市町村への収容委託、建物・土地の借上げ等
- ② 県施設の一時使用要請
- ③ 県を通じ、一時的に避難施設としての船舶の調達を要請
- ④ 適切な生活環境確保に基づく野外の仮設物等による確保
- ⑤ 被害が甚大なため市内の避難所の利用が困難な場合、県と協議し、被災地域外の市町村の施設等への広域避難

資料4-1<避難所一覧>参照

2) 避難所等の運用

指定避難所等の運用は、「避難所運営マニュアル」に基づくものとする。

なお、同マニュアルについては、日頃からの避難所開設・運営訓練等を通じて、運営上の気づきや改善点を反映させていくほか、例えば令和6年能登半島地震での避難所運営上の課題といった他地域での災害教訓を踏まえて、随時改定していく必要がある。

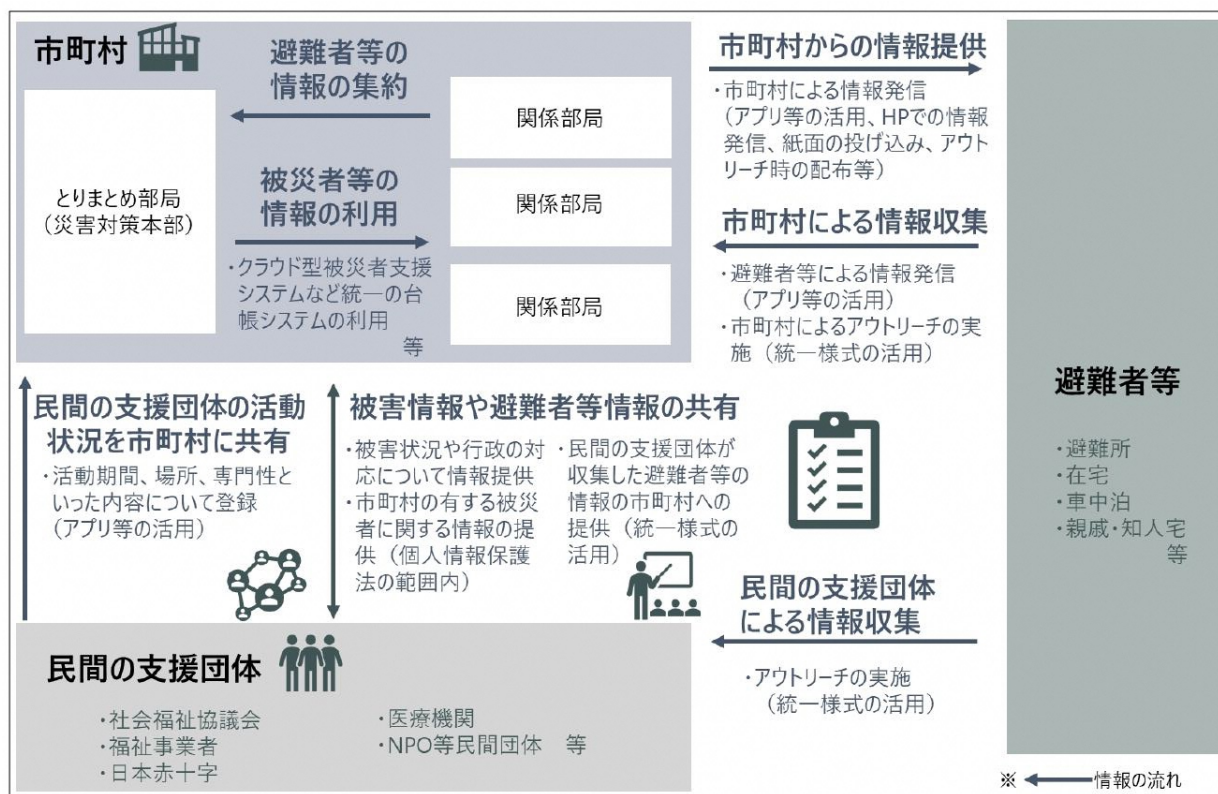
3) 指定緊急避難場所の運用

市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるため、緊急避難場所を指定しておき、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(7) 在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食糧等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

【在宅避難者等への情報の流れと関係者のイメージ】



資料：在宅避難者・車中泊避難者等の支援の手引き(内閣府)

【避難所運営マニュアルの要点】

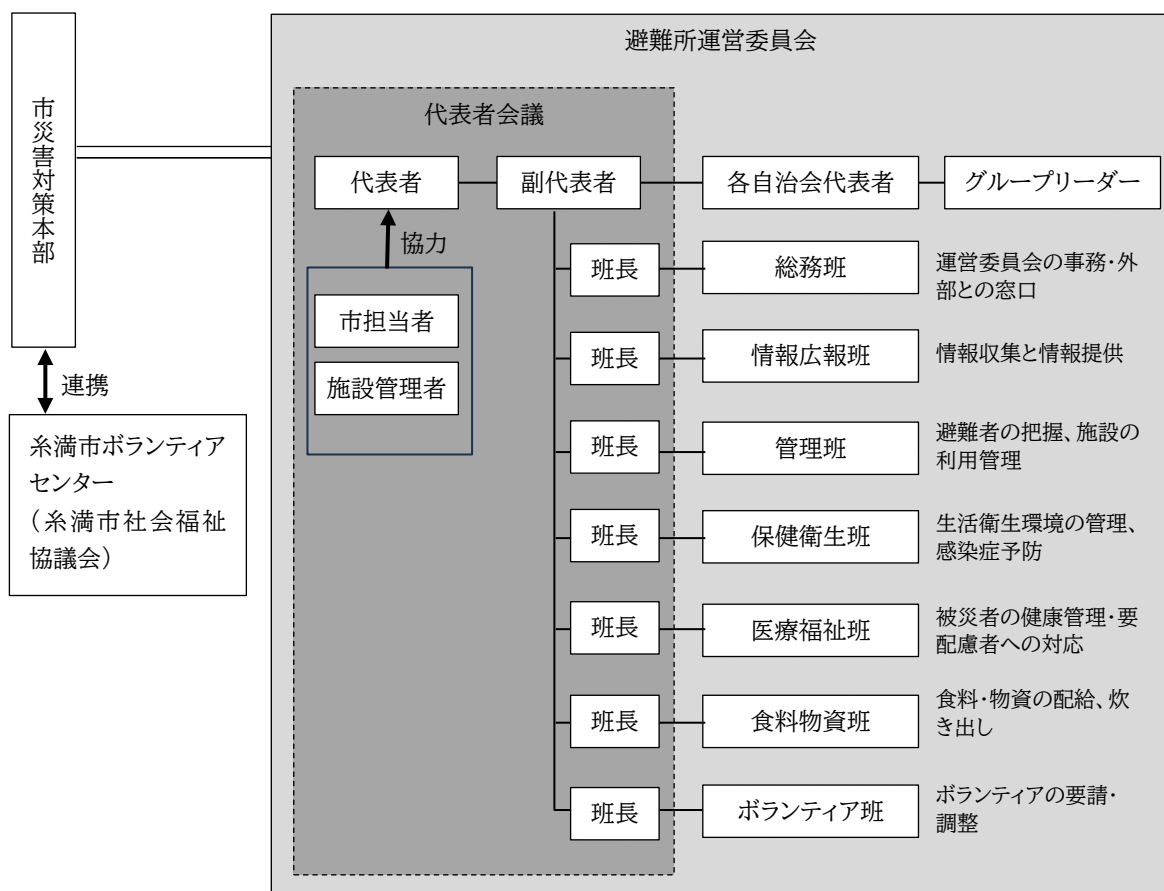
【概要】

同マニュアルは、過去の災害において、被災地では住宅の損壊やライフラインの被災により物資が供給されるまでの間、多くの被災者に食糧や生活物資が不足し、指定避難所等において長期間の生活を必要としたことから、その円滑な運営のために作成したものである。

【避難所運営の基本方針】

- 避難所は、地域住民の自治による運営をめざします。
- 避難所は、自立支援、コミュニティ再生支援の場として取り組みます。
- 人に優しい避難所づくりに取り組みます。

【避難所の運営体制】



- ※ 運営委員会の代表や班長及び各班の役割は、地域の皆さんで担います。
- ※ 代表者、副代表者、班長、市担当者、施設管理者による代表者会議と各班の班別会議を定例的に開催して運営
- ※ グループリーダーを設置

【避難所開設・運営の全体的な流れ】		
災害発生	避難所（地域）での対応	市や関係機関等の主な対策 (○市、□施設管理者、◎関係機関)
▽ 3分	自身や家族の安全の確保 隣近所の確認（出火の有無、救助等の必要性）	
▽ 30分	救出・救護活動、安否確認 （避難が必要になる） 地域の集合場所へ集合、点呼	○職員参集
▽ 3時間	避難開始 避難所開設準備・開設	○市災害対策本部体制の確立 ○被災状況の把握
▽ 24時間	準備のための開錠 受入準備（安全点検等） レイアウトづくり 受付開始（名簿づくり） 居住スペースへの誘導と割り振り	○避難所開設状況の把握 ○福祉避難所の開設 ○（小学校では）救護所の開設 ○食料、飲料水、生活必需品の確保 ○仮設トイレの設置
▽ 3日	運営体制づくり 避難所運営委員会の設置 代表者会議の開催 本格運営開始 市災害対策本部との連絡体制の確立 生活のルールの確立 食料・物資の確保 要配慮者への配慮	□○避難所運営委員会への参加 □○避難所運営への支援 ◎ライフラインの確保 ○福祉対策 ◎災害ボランティアセンター 開設
▽ 3週間	情報収集・広報の実施 炊き出しの実施 感染症予防 衛生管理 健康の維持 ボランティアの受け入れ	○り災証明の受付 ○義援金等の受付 ○相談窓口の開設 ○防疫・衛生対策 □学校等再開へ向けての準備
▽	長期化した場合の運営 避難所生活の見直し 避難所運営体制の見直し	○生活再建支援 ○仮設住宅建設計画の具体化 □学校等の再開（併存あり）
▽ 閉鎖	日常生活への復帰 避難所の統廃合 避難所の閉鎖	

第2款 津波避難計画

津波警報等の発表に伴う対応及び留意事項は以下のとおりとし、「糸満市津波避難計画」との整合を図る。なお、避難指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の前提」によるものとする。

(1) 実施責任者

津波から避難するための高齢者等避難の発令、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者は、第1款の「(2)～(7)」に示すとおりとする。

(2) 津波浸水想定区域の指定

本市の津波浸水想定区域は、資料3-1＜津波災害警戒区域＞による。

(3) 避難指示等の発令

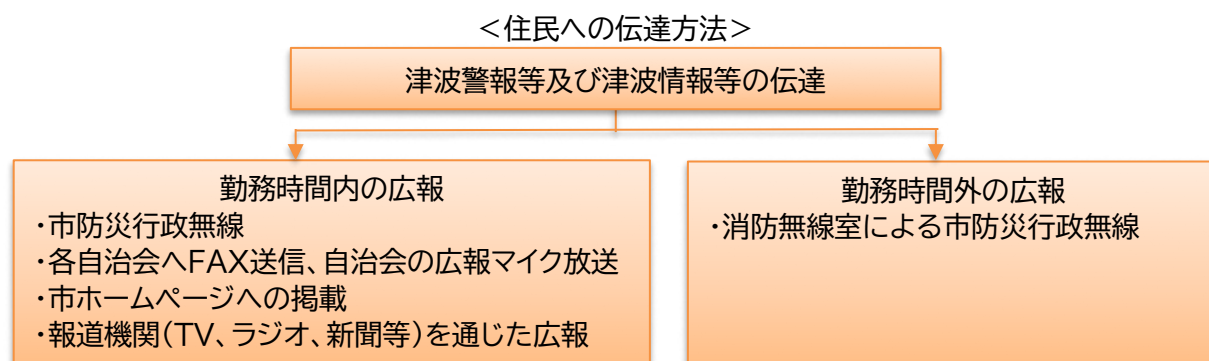
市は、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。

- ① 全国瞬時警報システム(J-アラート)等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で市民等へ伝達するよう努める。
- ② 強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。
なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を市民等に伝達する。
- ③ 津波警報・避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話、旗(津波フラッグ)等のあらゆる手段の活用を図る。
- ④ 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

(4) 津波浸水想定区域の市民への情報伝達体制

津波情報等の伝達にあたっては、次の方法で地域住民に対して伝達する。

なお、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災に従事する職員の安全確保のため、車両や徒歩による情報伝達は行わないものとする。



(5) 避難場所

避難先は、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波緊急避難ビル等とする。

(6) 避難の方法・避難誘導

① 避難所への円滑かつ迅速な避難の確保

市は、津波浸水想定区域における津波情報等の伝達方法、避難所等その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた津波ハザードマップを作成・公表する。

また、津波浸水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

② 避難誘導

ア 避難の誘導は、消防職員、警察官が行うとともに、自主防災組織等はこれらの機関に協力する。

イ 避難誘導は、道路・橋りょう等の状況から安全な経路を選び誘導するとともに、危険箇所には人員を配置する。

ウ 原則として、市民、その他観光客等を含めて徒歩による自力避難とする。避難に自動車を使用し渋滞が発生し、津波浸水等に巻き込まれることのないよう周知広報に努める。徒歩避難が困難な場合は、真に自動車を必要とする人を地区防災計画の策定等を通じて、平時から地域で理解しておくことが重要である。

エ 避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の要配慮者等を優先させる。また、要配慮者支援計画に基づき、日頃から個別避難計画を作成しておくなど、避難支援体制を整備する。

(7) 船舶等の避難

第十一管区海上保安本部等は、津波警報等の発表に伴い、漁港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

(8) 避難所の開設

津波により住家を失った被災者は、指定避難所等に収容する。指定避難所等開設以降の対策は、「第2編 第1章 第14節 第1款 避難の前提」のとおりとする。

第15節 要配慮者の安全確保

災害発生時に被災現場に取り残されるおそれのある高齢者、障がい者等を適切に避難させるための体制を整備するよう努め、要配慮者の安全を図る。

(実施主体:福祉対策部、企画対策部、こども未来対策部、市民健康対策部、建設対策部)

(1) 実施責任者

市及び要配慮者等が利用する施設の管理者は、要配慮者対策の実施を行う。

なお、避難に関する基本的な事項については、「第2編 第1章 第14節 避難計画」のとおりである。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用するとともに、個別避難計画の策定を進め、社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、要配慮者への避難情報の伝達、安全な高台等への誘導及び安否の確認を行う。

(3) 避難生活への支援

1) 避難時の支援

市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、避難者の多様性に配慮して専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。また、継続的に民間福祉施設への受入協力要請を進める。

市は、必要に応じて、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を県に要請する。

2) 応急仮設住宅への入居

市は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者を考慮した福祉仮設住宅を設置する。

3) 福祉サービスの持続的支援

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスの継続を支援する。

(4) 外国人への支援

市は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第16節 観光危機管理計画

災害発生時に、市内の地理的特性に不慣れな観光客の生命や財産の保全を図るための対策を講じる。なお、当計画は「糸満市観光危機管理計画」との整合を図る。

(実施主体:経済対策部、企画対策部)

(1) 避難情報の伝達及び避難誘導

1) 市の役割

市は、津波情報や避難指示等の避難情報を市民等への伝達方法のほかに、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。また、防災行政無線等を通じて海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台等への避難を呼びかける。

なお、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災に従事する職員の安全確保のため、車両や徒歩による情報伝達は行わないものとする。

2) 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台などの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

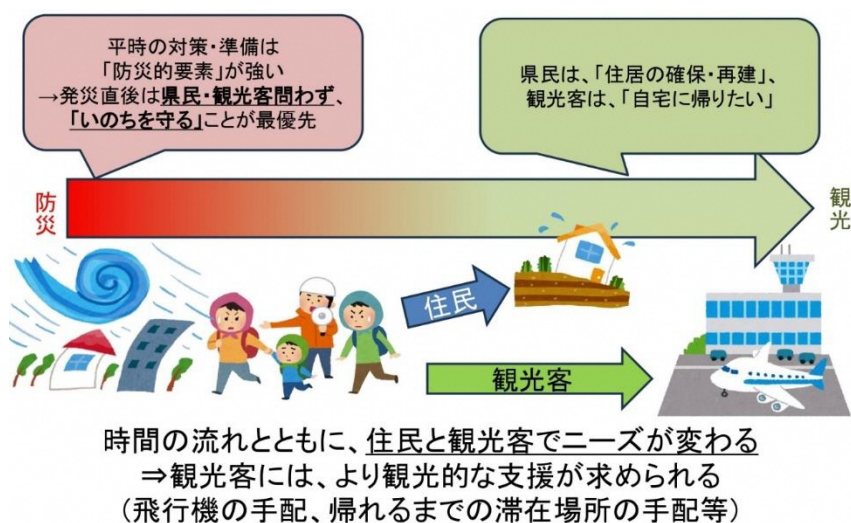
津波・高潮等による浸水が想定されない危機発生時には、必要に応じて沖縄総合事務局南部国道事務所との覚書に基づき、「道の駅いとまん」情報館及びその関連施設を観光客の避難場所又は情報の発信及び帰宅支援に係る輸送の拠点として使用する。

3) 交通機関の役割

津波情報や市の避難情報を把握した場合、運行中の車両等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

【観光危機管理の必要性】



資料:観光危機管理とは(一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー)

(2) 避難収容

実施事項	実施内容
①収容場所の確保	市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。
②安否確認	市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。
③飲料水・食糧等の供給	市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食糧等を供給する。
④避難所の統合・廃止	企画対策部は、被災地区の状況に応じ、避難所の統合及び廃止を行う。

(3) 帰宅支援

市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食糧等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

第17節 給水計画

この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な飲料水を供給し被災者を保護するとともに、施設等の応急復旧を行うためのものである。

(実施主体:水道対策部、市民健康対策部、消防対策部)

(1) 実施責任者

被災者に対する応急、飲料水の供給は、水道対策部が消防対策部の協力を得て行う。

救助法が適用された場合は、市長は知事の補助を行うものとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、市長が行うものとする。

(2) 給水方法

1) 取水

給水のための取水は消火栓等から行うものとする。なお、水道以外の水源(地下水・井戸水・湧き水等)で利用可能な水源について、調査・管理を進める。

2) 消毒等

取水が汚染している又は汚染のおそれがあるときは、水質検査を行い、浄水器によるろ過及び浄水剤の投入等により消毒を行うものとする。

3) 供給

被災地への供給は、市及び市内業者から消防ポンプ車の代用、給水タンクを積載した車両等により搬送して行うものとする。

4) 広報

給水に際しては広報車により、又は報道機関等の協力を得て給水日時、給水場所、その他必要な事項を住民に広報するものとする。

(3) 給水量

被災者に対する所要給水量は1人1日3リットル程度とするが、補給水源の水量、給水能力及び施設復旧状況等に応じて給水量を増減するものとする。

(4) 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊された場合には、給水のための重要度及び修理の可能性等を考慮して応急復旧等を行い、必要に応じて市指定給水装置工事事業者の応援を求めるものとする。

(5) 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難場所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

第18節 食糧供給計画

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食糧の給与のための調整、炊き出し及び配給等の迅速確実を期すものである。

(実施主体：企画対策部、総務対策部、市民健康対策部、福祉対策部)

(1) 実施責任者

災害時における食糧の調達及び供給は、市長を実施責任者として市が実施する。ただし、救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が実施する。

(2) 食糧の調達方法

1) 市の役割

市は、備蓄している食糧のほか、災害時における支援協定を締結している企業・事業所に対し、食糧の提供を要請する。必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

2) 県の役割

市から食糧供給の要請があったとき、又は市の被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県の備蓄食糧、協定締結機関(九州・山口9県災害時応援協定含む)又は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく農林水産省農産局への要請等により必要な食糧を確保して、市に供給する。

(3) 応急配給及び炊き出しの方法

1) 給与の方法

救助用応急食糧は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び麦製品とする。

炊き出しは、各避難所において市民健康対策部(生活介護班)が行い、必要に応じて自主防災組織及び自治会等の協力を得て行うものとする。

炊き出しにおいては、常に食糧品の衛生に留意し、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

2) 応急配給品目・数量

応急品目は原則として米穀(乳幼児のミルクを含む)又はその加工品及び副食品とする。1人1日精米換算300グラムとする。乾パン、麦製品(乾うどん等)は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

(4) 要配慮者に対応した食糧の備蓄

市は、要配慮者や食物アレルギー等に対応した食糧の備蓄に努めるものとする。

(5) 個人備蓄の推進

市は、インスタントやレトルト等の非常食及び飲料水(1人1日3リットルが目安)等を7日分程度個人において準備しておくよう、住民に広報するものとする。

【個人備蓄が望ましい品目】

家庭内備蓄 理想7日分、最低3日分		
【食糧等】 ＜大人1人の場合 7日分目安＞ ・お米換算 1,575g (75g×3食×7日) <u>※単にお米ではなく、長期保存が出来る調理不要食が望ましい(缶詰やレトルト・インスタント食品など)</u> ・飲料水 2ℓ×6本×2箱	【救急医薬品・衛生用品】 ・常用薬・常備薬(胃腸薬や鎮痛剤など) ・目薬・救急箱セット(絆創膏や傷薬など) ・生理用品・口腔ケア用品・入れ歯 ・おむつ・せっけん・ティッシュ ・ドライシャンプー など <u>※持病のある方は、特に常備薬が命にかかわることもあるため重要です</u>	【衣類・その他】 ・上履き(スリッパや靴下)・上着・下着 ・軍手・雨具・タオル・ハンカチ ・ゴミ袋・ビニール袋・ライター・ナイフ ・缶切り・アルミシート・ラップフィルム ・筆記用具・懐中電灯・携帯ラジオ ・乾電池・携帯電話用充電器 など

第19節 生活必需品の供給計画

この計画は、被災者に対する衣料及び生活必需品物資の調達及び配給に関するものである。

(実施主体:福祉対策部)

(1) 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

救助法が適用されない場合においても、市長が必要と認めるときは、市長が実施する。

(2) 物資の調達

物資の調達については、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により物資を調達するものとする。必要量が確保できないときは、「糸満市受援計画」等により、県及び他の市町村等に対し応援を要請する。

なお、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

(3) 物資の給与又は貸与

災害により住宅が全壊(焼)流失、半壊(焼)、又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

給与又は貸与する衣料物資は、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ① 被服、寝具及び身のまわり品
- ② 炊事用具及び食器
- ③ 日用品及び光熱材料

(4) 物資の配給方法

福祉対策部は、世帯構成員別に被害状況を把握し、物資の配分計画を立て迅速、確実に配給するものとする。

(5) 義援物資及び金品の保管及び配分

本市に送付された義援物資及び金品は、福祉対策部において受入れ保管し、配分計画に基づき被災者に支給するものとする。

第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

この計画は、災害時における伝染病の発生及びまん延を防止するために、感染症対策等に万全を期するものとする。

(実施主体:市民健康対策部、福祉対策部)

第1款 感染症対策

(1) 実施責任者

災害における防疫は、市長が実施する。

担当は市民健康対策部とし、南部保健所の指示に従って防疫上必要な措置を実施する。

(2) 感染症対策の体制

市民健康対策部では、次の係を置いて感染症対策体制をとるものとし、災害地域が広範囲にわたるときは、その都度即応体制をとるものとする。

- ① 疫学調査係:実施責任機関となる県に協力する。
- ② 感染症対策係:清潔方法及び消毒方法の施行、ねずみ族、昆虫等の駆除等にあたる。

(3) 感染症対策の実施

1) 清潔方法

市は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症患者によって土地建物が汚染されるおそれがある場合に感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者)に対し、清潔を保つよう指導するものとする。

また、市は自ら管理する道路、溝きよ、公園等の場所の清潔を保つものとする。

2) 消毒方法

消毒の方法は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下この節において「法」という。)第27条の規定により行うものとする。

3) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、法第28条の規定により行うものとする。

4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。

5) 臨時予防接種

予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。

実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。

ただし、集団避難所で患者又は保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には、緊急に実施するものとする。

6) 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を図る。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期すものとする。

なお、感染症対策指導の重点事項は、概ね次のとおりとする。

①疫学調査 ②清潔の保持及び消毒の実施 ③集団給食 ④飲料水の管理 ⑤健康診断

7) 防疫薬剤の調達

防疫薬剤は、市民健康対策部において緊急に調達するが、それが不可能な場合は、南部保健所に調達の斡旋の要請を行うものとする。

第2款 保健衛生対策

(1) 食品衛生監視活動

飲料水及び食品の管理について、食中毒等の防止を図るため南部保健所の実施に基づき、次の事項を行う。

- ① 救護食品の監視指導及び試験検査
- ② 飲料水の簡易検査
- ③ 冠水した食品関係業者の監視指導
- ④ その他食品に起因する危害発生の防止

(2) 保健衛生

被災者の健康管理について、次の実施を図るものとする。

1) 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じて救護所等を設けるものとする。

2) 要配慮者への対応

高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特別の配慮を行い、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いすの手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に実施するものとする。

3) 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理(保健指導及び栄養指導)を行うものとする。

第3款 清掃対策

(1) 実施責任者

市長は、災害地における被災地帯の清掃の計画の実施は、市民健康対策部市民生活環境班とする。ただし、被害が甚大なため市において実施できないときは、他の市町村又は県(福祉保健部、環境保全班、保健所)の応援を求めて実施する。

(2) 清掃の方法

1) ごみの収集処理

- ① ごみの収集は、被災地並びに避難所に市及び委託業者の車両を配置し、速やかに行う。
- ② ごみの集積地は、各自治会の長等と協議して定める。
- ③ ゴミの処理は、原則として南部広域行政組合糸豊環境美化センターにおいて処理し、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行う。

2) し尿の収集処理

- ① し尿の収集は、災害の規模に応じ市が業者に委託して集中くみ取りを実施する。し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。
- ② 収集したし尿は、糸満市・豊見城市清掃施設組合で処理する。

(3) 仮設便所等のし尿処理

市は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

(4) 一般廃棄物処理施設等の状況

1) ごみ処理施設

南部広域行政組合 糸豊環境美化センター
構成町村 糸満市 豊見城市
所在地 糸満市東里74-1
規模 200t/日
形式 全連続燃焼式
炉の形態 100t/日×2炉

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

2) し尿処理施設

糸満市・豊見城市清掃施設組合 岡波苑
構成町村 糸満市 豊見城市
規模 65kl/日
処理方式 好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式、標準脱窒素処理方式
処理実績 20,253kl(平成24年度)

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

3) し尿及びごみ収集運搬資機材

資料4-10 <市有車両の保有状況>を参照

(5) 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、市が調達する。

第4款 動物の保護収容対策

(1) 実施責任者

1) 犬及び負傷動物対策

県(薬務衛生班、保健所)及び市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、糸満市飼い犬条例(昭和50年条例第20号)に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物(犬、猫、小鳥等の愛玩動物)の保護収容を行うものとする。

2) 危険動物対策

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物(危険動物)が逸走した場合には、県(薬務衛生班)に連絡するものとする。

(2) 収容及び管理

1) 犬及び負傷動物対策

市は、犬等を保護・収容したときは直ちに県に連絡し、適正に管理するよう努めるものとする。

2) 危険動物対策

逸走した所有者不明の危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について県より協力を求められた場合には、努めて協力するものとする。

第21節 行方不明者の搜索、処理及び埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になっている者(生存推定者、生死不明者)の搜索、遺体の収容、処理及び埋葬を円滑に実施するためのものである。

(実施主体:市民健康対策部、企画対策部)

(1) 実施責任者

災害における行方不明者の搜索及び遺体の収容、処理及び埋葬等の措置は市長が行う。なお、行方不明者の捜査は、消防対策部が警察署及び第十一管区海上保安本部と協力して行い、遺体の収容、処理及び埋葬等は市民健康対策部が担当する。

救助法が適用されたときは、市長が知事の補助を行うものとする。ただし、知事が迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

(2) 安否不明者の公表に係る手続等の整理

市は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、平時から地域と連携し、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(3) 行方不明者の搜索

1) 搜索隊の設置

行方不明者の搜索を迅速確実に行うため、必要に応じ消防対策部に搜索隊を設置し、行方不明者数及び搜索範囲等の状況を考慮し、消防機関を中心に編成する。

2) 搜索方法

行方不明者の搜索にあたっては、災害の規模、地域、その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

(4) 行方不明者発見後の収容及び処理

1) 負傷者の収容

捜索隊が負傷者及び病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察及び第十一管区海上保安本部より救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

2) 遺体の収容

① 捜索隊が遺体を発見した場合

警察又は海上保安本部の検視及び救護班若しくは医師の検案を受けた後、直ちに寺院、公民館、学校等適当な施設に収容する。

② 警察等より遺体の引渡しを受けた場合

直ちに寺院、公民館、学校等適当な施設に収容する。

遺体一時安置所：西崎総合体育館、糸満市農村環境改善センター2階

3) 医療機関等との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるように救護班及び医療機関等との連絡を事前に行うものとする。

(5) 遺体の捜索

市長は、関係機関の協力により、又は賃金職員を雇い上げて捜索班を編成し、警察官と相互協力して実施する。

(6) 遺体の処理

1) 遺体の処理手続き

発見された遺体については、死体取扱規則(昭和25年国家公安委員会規則第4号)、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号)の規定により、警察官又は海上保安官は所要の死体見分調書を作成した後、遺族又は市長に引き渡すものとし、市長はその後必要に応じて遺体の処理を行うものとする。

2) 遺体の処置

遺体の識別が困難なとき、又は災害で遺族等が混乱しているときなどは、伝染病予防上、必要に応じて遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置を実施するものとする。

(7) 遺体の埋(火)葬

身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で遺体を引き取ることができないとき、及び災害時の混乱の際、死亡した者で各種事情により遺族等が埋葬できない者に対しては、市長が火葬又は埋葬を実施し、それに要する経費は県が負担する。

なお、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。遺体が多数で火葬できないときは、近隣市町村に協力を依頼する。火葬した遺骨は一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。遺骨の引取人がない場合は、市本部長が指定する場所に仮埋葬する。外国人の埋葬を行うときは、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

(8) 行方不明者の搜索等の費用及び期間等

1) 災害に遭った者の救出

① 対象者

災害のため現に生命及び身体の危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索救出するものとする。

② 費用

船艇、その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の費用とする。

③ 期間

災害発生の日から3日以内とする。

※ただし、この期間が3日を超える場合は、内閣総理大臣に協議すること。

第22節 障害物の除去・震災廃棄物処理計画

この計画は、災害のため住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物が、日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に、これらを除去するためのものである。

(実施主体:建設対策部、市民健康対策部)

(1) 実施責任者

- ① 住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、市長が行う。
救助法が適用されたときは、知事が実施する。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が実施する。
- ② 障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行うものとする。

(2) 除去の方法

実施者は、自ら応急対策機器材を用い、又は状況に応じ建設業者等の協力を得て障害物の除去を行うものとする。

1) 除去の対象者

障害物の除去は居室、炊事場など日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行う。

2) 対象数

障害物の除去対象数は、住宅が半壊及び床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住できない状態になったものを含む。)した世帯の15%以内とする。

3) 費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のための必要な機械、器具等の借上費、輸送費及び賃金職員の人件費とする。

4) 期間

障害物の除去期間は災害発生の日から10日以内とする。

※ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣に協議すること。

(3) 集積場所

障害物の集積場所は、一時的に公園、広場、運動場(中学校区ごと)等を利用するものとする。

第23節 住宅応急対策計画

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損したため居住することができなくなった者に対し、自力で住宅を確保することができない者に応急仮設住宅の建設及び住宅の応急処理その他を実施するものである。

(実施主体:建設対策部)

(1) 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市長が行うものとする。
ただし、救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。

(2) 応急仮設住宅の建設

1) 対象者

住宅が全壊(焼)又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者。

2) 設置戸数

設置戸数は、住宅が全壊(焼)又は、流失した世帯数の30%以内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、厚生労働大臣と協議し、その承認を得て数の引上げをすることができる。

3) 設置場所

設置場所は、原則として市有地とし、日頃から適地を検討しておくものとする。やむを得ない場合に限り、私有地を借用して設置するものとする。

4) 規模及び費用

応急仮設住宅の一戸当たりの規模は29.7㎡(9坪)を基準として、一戸建て、長屋建て又はアパート式のいずれかとする。その設置費用は整地費、建築費、附帯工事費、賃金職員の人件費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めた額とする。

5) 着工及び供与期間

応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、応急仮設住宅として被災者に供与できる期間は完成の日から建築基準法第85条第4項による期限内(最高2年以内)とする。

6) 要配慮者に考慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に考慮した住宅の建設を行う。

7) 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

(3) 住宅の応急修理

1) 対象者

災害のため住宅が半壊(焼)し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者。

2) 戸数及び選定

住宅が半壊(焼)した世帯数の30%以内とする。該当者の選定は、生活能力の低い者より順次選ぶものとする。

3) 費用

居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことができない部分に対して、市が直接又は建築事業者に請け負わせる等の方法で行うものとし、費用の限度額は、救助法に準じるものとする。

4) 期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完成させるものとする。

(4) 公営・民間住宅の確保

1) 公営住宅の確保

市は、市営住宅の応急仮設住宅としての利用確保に努めるものとする。

市営住宅の利用は、災害発生の日から3年間(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第24条)に限る。

また、一時入居住宅として、正規の入居資格要件の有無を問わない。

2) 民間住宅の確保

民間の空き家等の賃貸住宅を借り上げ、仮設住宅としての利用確保に努めるものとする。

(5) 建物の解体、撤去

市は被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して住民に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては、市長が必要と認めた場合において実施する。

第24節 二次災害の防止計画

市は、余震による建築物の倒壊等による二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域の警戒避難体制を定める。

(実施主体:建設対策部、消防対策部)

(1) 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定

1) 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、市が実施する。県は、市に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2) 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

3) 被災宅地の危険度判定

市は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要綱」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市は、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

(2) 土砂災害応急対策

1) 危険区域の概要

本市における危険区域の概要は「第1編 第3章 I 第2節 第3款 土砂災害予防計画」における対策とともに、今後予想される危険区域の把握に常時努めていくものとする。

2) 組織及び所掌事務

「第2編 第1章 第1節 組織計画」により、各班が緊密な連携のもとに危険区域の総合的な応急対策を行うものとする。

3) 情報の収集及び伝達

実施項目	実施内容
①情報伝達の方法	○ 気象予報・警報及び危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集並びに伝達は、「第2編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」及び「第2編 第1章 第4節 災害状況等の収集・伝達計画」並びに「第2編 第1章 第5節 災害広報計画」により、迅速・確実に行うものとする。 ○ 危険区域の情報の内容は急傾斜地の地表水、わき水、亀裂、竹木等の傾倒、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等を報告するものとする。
②危険区域の情報連絡員	○ 危険区域の異常現象及び災害情報を迅速に把握するため、消防機関の定める地元の連絡員と密接な連絡をとるものとする。

4) 危険区域における警戒体制

沖縄気象台における雨量観測結果等の情報を基準に、危険区域の警戒体制をとるものとする。

① 警戒体制基準雨量

区 分	基 準 雨 量	
第1警戒体制	大雨注意報	1 時間雨量… 40mm 以上 3 時間雨量… 60mm 以上 24 時間雨量… 110mm 以上
第2警戒体制	大雨警報	1 時間雨量… 70mm 以上 3 時間雨量… 90mm 以上 24 時間雨量… 200mm 以上

② 警戒体制の内容

警戒体制別	活 動 内 容
第1警戒体制	危険区域の警戒、巡視及び必要に応じて避難準備を行うように広報するものとする。
第2警戒体制	住民等に対し、警告及び事前措置の伝達(基本法第56条)、避難指示(同法第60条)等の処置を行うものとする。

※参照「第2編 第1章 第5節 災害広報計画」、「第2編 第1章 第14節 避難計画」

5) 危険区域の警戒及び巡視

危険区域の警戒及び巡視は、建設対策部及び消防対策部があたるものとする。

6) 避難及び救助

災害から住民を保護するため避難の必要が生じた場合は、「第2編 第1章 第14節 避難計画」により避難指示等の処置を行うものとする。

7) その他

その他、危険区域の災害応急対策にあたっては、第1章の各節に定める計画を総合的に運用し、対策に万全を期するものとする。

第25節 教育対策計画

教育施設等又は児童・生徒及び園児の被災により、通常の教育を行うことができない場合に応急教育の確保を図る。

(実施主体:教育対策部)

(1) 実施責任者

災害時における教育に関する応急対策の実施責任者は、次のとおりとする。

実施責任者	実 施 内 容
市長	① 市立小中学校及び市立こども園、その他の文教施設の災害復旧 ② 救助法による教科書、教材及び学用品支給について知事の補助機関として行う
教育委員会	① 市立小中学校児童生徒に対する応急教育 なお、救助法が適用されたとき、又は実施が困難な場合、県知事若しくは県教育委員会は、関係機関の協力を求めて適切な措置をとる
県知事	① 救助法の適用事項
県教育委員会	① 県立学校、その他の文教施設の災害応急復旧 ② 県立学校の生徒に対する応急教育
各学校長	① 災害発生時の学校、圏内の応急措置

(2) 応急教育対策

1) 休校(休園)措置

- ① 大地震が発生し、又は余震が予想される場合は、各学校長が市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。
- ② 休校(休園)措置が登校(登園)前に決定したときは、直ちにその旨を放送(各自治会放送、報道機関等)その他確実な方法により保護者、児童生徒及び園児に周知させるものとする。
- ③ 休校(休園)措置が登校(登園)後に決定し、児童生徒及び園児を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校(降園)又は学校職員、PTA会員による誘導等を行うものとする。

2) 教育施設の確保

学校(園)施設が災害によりその一部が損壊し使用できない場合は、特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法により、休校(休園)をできる限り避けるものとする。なお、校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、次の場所を利用するものとする。

- ① 隣接校
- ② 公民館等の公共施設
- ③ 前掲施設が使用できない場合、応急仮設校舎(園舎)の建設を検討する

市教育委員会は、応急教育に当たって当該市内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設の斡旋を要請するものとする。

3) 教科書、教材及び学用品の供与方法

① 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

市長は、被災した児童生徒及び被災によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより、県教育委員会に報告するものとする。

② 斡旋

県教育委員会は、市からの報告に基づき必要に応じて、現品入手につき斡旋するものとする。

③ 供与

ア 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する供与

供与の対象となっている児童生徒数の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行って、被害別、学年別に供与対象人員を正確に把握して、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあっては、前期供与対象人員に基づいた学用品購入(配分)計画表により購入配分する。

イ 救助法適用世帯以外の児童生徒については、市又は本人負担とする。

4) 教育職員の確保

県教育委員会は、県教育事務所及び市教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱を招かないよう教育職員の確保に努めるものとする。

5) 被災児童生徒の転校、編入

被災児童生徒の転校、編入については、教育長が別に定めるものとする。

(3) 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食を必要と認めるときは、県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上実施するものとする。

(4) 社会教育施設等対策

1) 公民館等施設

公民館等施設の管理者は、災害応急対策のために利用される場合が多いので、被害状況の把握に努めるとともに、被災施設の応急修理を速やかに実施するものとする。

2) 文化財対策

文化財が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、その結果を国・県に報告するとともに、その指示を仰ぎ、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

(5) 罹災児童生徒及び園児の保健管理

罹災児童生徒及び園児の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図るものとする。

第26節 危険物等災害応急対策計画

危険物による災害については、関係機関相互の密接な連携のもとに災害の種類、規模、体様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

(実施主体:消防対策部)

(1) 石油類

実施主体	実 施 内 容
①危険物施設の責任者	消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関など関係機関に通報するものとする。 ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。 イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。
②市の措置	市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。
③警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(2) 高圧ガス

実施主体	実 施 内 容
①高圧ガス保管施設責任者	高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関など関係機関に通報するものとする。 ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、若しくは大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。 イ 充填容器等を安全な場所に移す。
②市の措置	市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。
③県の保安措置	ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。 イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、若しくは制限する。 ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄若しくは所在場所の変更を命ずる。
④警察の措置	警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

※「第1編 第3章 I 第5節 危険物等災害予防計画」参照。

第27節 在港船舶対策計画

市、市漁業協同組合、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内停泊船の万全を期するため、相互に緊密な連携のもとに、次の措置を講じる。

(実施主体:消防対策部)

(1) 船舶の被害防止対策

船舶の被害を防止するため、災害が発生するおそれがある場合は、市及び市漁業協同組合は、関係機関と協力して無線連絡又は船艇の巡回伝達等により、在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、次の措置を講じる。

- ① 港内停泊船は安全な海域に移動させる。
- ② 岸壁係留船舶は、離岸して安全な海域に移動させる。なお、離岸できないときは、係留方法について指導する。
- ③ 荷役中の船舶は速やかに荷役終了又は中止させる。
- ④ 航行中の船舶は早めに安全な海域に避難するよう指示する。
- ⑤ 災害により、港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体が生じたときは、その物体の所有者等にその物体の除去等について指導する。

(2) 津波避難

津波に対する船舶等の避難は「第2編 第1章 第14節 第2款 津波避難計画」による。

【海上保安庁における自然災害対策】

事故災害対策

船舶の火災、衝突や沈没などの事故が発生し、それに伴って油や有害液体物質が海上に排出されると、自然環境や付近住民の生活に甚大な悪影響を及ぼします。

海上保安庁は、訪船指導や大型タンカーバースの点検等により事故災害の未然防止に取り組むとともに、消防機能を有する巡視船艇や防災資機材などを各地に配備し、常に出動できる体制を整えています。

また、平時から地方公共団体、一般財団法人海上災害防止センター及び国内外の関係機関と訓練や講習を行うなど連携・協力を強化し、海上防災体制の充実に努めています。



火災船舶への放水



船舶からの流出油



ガス検知作業

資料:海上保安庁パンフレット2024

第28節 労務供給計画

災害応急対策のため、各実施機関における職員の動員だけでは十分に対応できない困難な事態が発生した場合に、必要な労務の供給に関することを定める。

(実施主体:企画対策部、総務対策部)

(1) 実施責任者

災害応急対策に必要な労務者の雇用は、市長が行うものとする。

(2) 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請するものとする。(基本法第29条第2項)

※「第2編 第1章 第7節 広域応援要請計画」参照

(3) 一般労務者供給の方法

供給方法	実 施 内 容
①供給手続	市長は、沖縄公共職業安定所長(ハローワーク)に対し、次の事項を明示して労務者の供給を依頼するものとする。 ア 必要労務者数 イ 就労場所 ウ 作業内容 エ 労働時間 オ 賃金 カ その他必要な事項
②賃金の基準	賃金の基準は、糸満市会計年度任用職員の賃金を基準とし、災害時の事情等を勘案して決定するものとする。
③賃金の支払	賃金の支払方法は日当制とし、支払事務は、「糸満市会計年度任用職員の給与に関する規則(令和元年規則第25号)」に準じて、その担当班の主務課が行うものとする。
④労務者の輸送方法	労務者の輸送は、原則として市の車両によって行うものとする。

(4) 従事命令、協力命令

1) 従事命令、協力命令の要領

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって従事命令、協力命令を発するものとする。

【従事命令の種類と執行者】

対 象 業 務	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	基本法第65条1項	市長
		// 2項	警察官、海上保安官
		// 3項	自衛隊 (市長の権限を行う者が その場にいない場合)
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛隊 (警察官がその場に いない場合)
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従事命令	救助法第7条第1項	知事
	協力命令	// 第8条	
災害応急対策事業 (救助を除く応急措置)	従事命令	基本法第71条1項	知事 市長(委任を受けた場合)
	協力命令	// 2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、 消防機関の長

※知事(知事が市長に権限を委任した場合の市長を含む。)の従事命令の執行に際しては、法令等の定める令書を交付する。

【命令対象者】

命令区分(作業対象)	対 象 者
基本法及び救助法による 知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 土木、左官、とび職 オ 土木業者、建築業者及びこれらの従業者 カ 地方鉄道業者及びその従業者 キ 軌道経営者及びその従業者 ク 自動車運送事業者及びその従業者 ケ 船舶運送業者及びその従業者
基本法及び救助法による 知事の協力命令 (災害応急対策及び救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
基本法による市町村長、 警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	市町村区域内住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の 従事命令(災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防職員、消防団員の 従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、 消防機関の長の従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

2) 損失等に対する補償

(基本法第82条第1項)

市又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して、補償を行うものとする。

3) 傷害等に対する補償

(基本法第 84 条第 1 項)

市は、従事命令(警察官又は海上保安官が基本法の規定により、市長の職権を行った場合も含む)により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病となったとき、基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第29節 民間団体の活用計画

この計画は、災害の規模が大きく地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、民間団体の活用を図るものである。

(実施主体:総務対策部)

(1) 実施責任者

民間団体に対する協力要請は、市長が行うものとする。

(2) 協力要請対象団体等

- ① 各自治会
- ② 女性団体
- ③ 青年団体
- ④ 民間企業
- ⑤ その他各種団体及びボランティア等

(3) 協力の要請

1) 要請の方法

協力に要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請するものとする。

- ① 協力を必要とする理由
- ② 作業の内容
- ③ 期間
- ④ 従事場所
- ⑤ 所要人数
- ⑥ その他必要事項

2) 協力を要請する作業内容

- ① 災害現場における応急措置と患者等の搬出、危険箇所の発見及び連絡等の協力
- ② 救護所の設置に必要な準備、救護所における患者等の世話等の協力
- ③ 被災者に対する炊き出し、給水の協力
- ④ 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の協力
- ⑤ 関係機関の行う被害調査、警報連絡の協力
- ⑥ その他危険を伴わない災害応急措置の応援

第30節 ボランティア受入計画

大規模災害の発生時には、市等の防災関係職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想されるものである。この計画は、このような緊急の際に関係諸団体との連携のもとボランティア団体の協力を得て、応急対策の迅速かつ的確な実施を図るためのものである。

(実施主体:総務対策部、福祉対策部、糸満市社会福祉協議会)

(1) ボランティア受入体制の整備

市は、糸満市社会福祉協議会と「災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定」を締結しており、糸満市社会福祉協議会及び日本赤十字社沖縄県支部、その他関係団体と連絡をとりながら、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入体制を整備するものとする。また、受入に際しては、介護や外国語能力等、ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努めるものとする。

(2) 協力要請(要請方法)

市は、協力に要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して要請するものとする。

- ① 協力を必要とする理由
- ② 作業の内容
- ③ 期間
- ④ 従事場所
- ⑤ 所用人員
- ⑥ その他必要事項

(3) ボランティアの活動内容

実施主体	実施内容
① 専門ボランティア	ア 医療救護(医師、看護師、助産師等) イ 無線による情報の収集、伝達(アマチュア無線通信技術者) ウ 外国人との会話(通訳及び外国人との会話能力を有する者) エ 住宅の応急危険度判定(建築士等) オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務
③ 一般ボランティア	ア 炊き出し イ 清掃及び防疫 ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 エ 被災地外からの応援者に対する地理案内 オ 軽易な事務補助 カ 危険を伴わない軽易な作業 キ 避難所における各種支援活動 ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援 コ その他必要なボランティア活動

(4) ボランティアの活動支援

市及び糸満市社会福祉協議会等は、災害ボランティアセンター設置予定場所を明確化し、ボランティアの活動支援として、次の対策について実施する。

1) 活動場所の提供

① ボランティア本部(市庁舎等)

*本部の役割

- ・ボランティアの活動方針の検討
- ・全体の活動状況の把握
- ・ボランティアニーズの全体的把握
- ・ボランティアコーディネーターの派遣調整
- ・各組織間の調整(特に行政との連絡調整)
- ・ボランティア活動支援金の募集、配分

② 地区活動拠点

*地区活動拠点の役割

- ・避難所等のボランティアの活動の統括
- ・一般ボランティアの受付、登録(登録者は本部へ連絡)
- ・一般ボランティアのオリエンテーション(ボランティアの心得、活動マニュアル)
- ・ボランティアの派遣
- ・ボランティアニーズの受皿、掘起こしとコーディネート
- ・ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

2) 設備機器の提供

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等

3) 情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

4) ボランティア保険

ボランティアに対して、従事中の事故等の発生に備え、ボランティア保険の加入を求める。

5) ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を報道関係を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第31節 公共土木等施設応急対策計画

災害時における市内の公共施設のほか、道路及び河川、漁港等の公共土木施設の応急対策は、次によるものとする。

(1) 応急対策の体制

区 分	実 施 内 容
①実施責任者	災害時における各公共施設の応急対策は、それぞれの施設の管理者が行うものとする。
②市における要員及び資材の確保	応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。 ア 応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法 イ 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

(2) 市施設及びその他の公共施設の応急、復旧対策

対 策 別	実 施 内 容
①施設の応急対策	災害が発生した場合、市庁舎、改善センター、各公民館等の市公共施設、社会福祉施設の管理者は、利用者の安全確保と施設機能回復のため、次のような応急措置を講じる。 ア 避難対策の実施 イ 混乱の防止 ウ 施設入所者の人命救助 エ 施設が被災した場合、安全確保のため立入り禁止措置 オ 市本部への通報 カ 施設の応急復旧活動の実施
②施設利用者・入所者の安全確保の方針	ア 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。 イ 避難対策で講じた応急措置のあらましを市本部へ速やかに報告する。 ウ 館内放送、職員の案内等により、災害時における混乱の防止措置を講じる。
③施設建物の保全方針	施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものを重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。 ア 応急処置 a 危険箇所の緊急保安措置、危険防止の保全措置を実施する。 b 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。 c 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が対応困難な場合は関係機関の応援を得て実施する。
	イ その他の留意事項 a 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査 b ガラス類等の危険物の処理 c 危険箇所への立入り禁止の表示 d 社会福祉施設は、要配慮者のための専用避難所となることを想定

(3) 道路・橋りょうの応急、復旧対策

災害が発生した場合、道路管理者はそれぞれの所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し、応急措置を行う。

1) 応急対策

区 分	実 施 内 容
①被害状況の調査・把握	○ 建設対策部は被害が発生した場合、道路パトロールにより被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を所管土木事務所に報告する。 ○ 関係機関から次の道路情報を収集する。 - ア 被害発生日時 - イ 被害内容及び程度 - ウ 迂回道路の有無
②道路管理者及び敷設占用施設等管理者への通知	○ 市道以外の道路が破壊等により通行に支障を来す場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。 ○ 道路各占用施設(上・下水道、電気、ガス、電話等)の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び道路管理者にその旨を通報する。
③交通規制	○ 通行が危険な路線・区間は警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講じるよう要請する。 ○ 周知措置等、市民の安全確保のための措置をとる。

2) 復旧対策

区 分	実 施 内 容
①道路の応急復旧	○ 被害を受けた市道について、市内建設業者等の協力により応急復旧に努めるとともに、迂回道路の有無等の調査及び利用により交通を確保する。 ○ 市道以外の道路について、事態が緊急を要し当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を実施する。 ○ 道路の応急復旧が困難な場合は、県知事、自衛隊に対し応援を求める。
(関係機関と協議) ②仮設道路の設置	○ 応急交通確保のため、被害状況に応じた仮工事を行う。 - a 排土作業又は盛土作業 - b 仮舗装作業 - c 障害物の除去 - d 仮道、さん道、仮橋等の設備
イ 応急工事の順位	○ 被害が甚大な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に応急工事を実施するものとする。

(4) 漁港施設の応急、復旧対策

地震・津波により、漁港施設が被害を受けた場合、経済対策部は各関係機関と連絡を保ちながら災害対策を行う。

1) 応急対策

区 分	実 施 内 容
①調査・報告	災害発生後、経済対策部商工水産班は漁港施設の被害状況を調査し、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、速やかに次の事項を市本部長、県(南部農林土木事務所長)に報告する。 ア 被害の発生した日時及び場所 イ 被害内容及び程度 ウ 泊地内での沈没船舶等の有無
②被害発生時の措置	港内の船舶交通に支障がある場合は、第十一管区海上保安本部に通報し、海上交通の安全確保を要請する。

2) 復旧対策

漁港管理者は、災害が発生した場合は、全力を挙げて復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行うものとする。

区 分	実 施 内 容
①後背地に対する防護	津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破壊又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を実施するものとする。
②航路、泊地の防護	河川から土砂流入及び波浪により漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置としてしゅんせつを行うものとする。
③係留施設	岸壁、物揚場等の破擦に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

(5) 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化

道路管理者及び上下水道・電力・ガス・通信等の道路占有施設設置者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第32節 ライフライン応急対策計画

この計画は、ライフライン(電気、通信、ガス、上・下水道)の災害応急対策について、迅速・適切な対応を行うためのものである。

(1) 電力施設応急対策

1) 実施方針

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める防災業務計画により実施するものとする。

2) 関係機関との協力関係

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は電力施設復旧の処理に当たっては、大口需要家及び市と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県本部と協議して措置するものとする。

(2) 電気通信施設応急対策

災害時における電気通信手段確保のための応急対策は、災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めたときは、NTT西日本沖縄支店の防災業務計画に基づき実施するものとする。なお、電気通信施設の復旧処理にあたっては、必要に応じ市本部と協議して実施するものとする。

(3) 液化石油ガス施設応急対策

ガス施設に関する災害応急対策は、糸満市管轄の各ガス関係業者が定める保安規程により、各業者が実施するものとする。なお、同規程はガス供給施設工事、維持及び運用に関して安全を確保し、かつ、災害、その他非常時にとるべき措置等について定めるものとする。

(実施主体:消防対策部、関係機関)

1) 連絡体制

液化石油ガス販売事業所(以下「販売店」という。)は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時にLPガス協会の支部長、消防機関、警察に連絡する。休日及び夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2) 事故の処理

事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、地域住民の避難、救出等事故の拡大防止に努める。また、整備点検調査を行い、事故原因を究明する。

(4) 上水道施設応急対策

水道事業者等は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって、断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

(実施主体:水道対策部)

1) 復旧の実施

施 設 別	実 施 内 容
①取水・導水施設の復旧	取水・導水施設の被害は、浄水活動に大きな支障を及ぼすことから、その復旧は最優先で行う。
②管路の復旧	管路の復旧にあたっては、随時配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定められた順位に基づき、被害の程度や復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水揚・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行うものとする。
③給水装置の復旧	ア 公道内の給水装置 公道内の給水措置の復旧は、配水管復旧及び通水と平行して実施するものとする。 イ 一般住宅等の給水装置 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕の申込みがあったものについて実施するものとする。その場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を必要とする変電所等を優先して実施するものとする。

2) 広域支援の要請

市の要請等から県は、水道事業者等による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行うものとする。

3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地域ごとの復旧完了予定時期についての広報に努めるものとする。

(5) 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管きょ(幹線管渠)の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管きょ(枝線管渠)汚水枳、取付け管等の復旧を行うものとする。

(実施主体:水道対策部)

施 設 別	実 施 内 容
①処理場・ポンプ場の復旧	処理場・ポンプ場において停電が発生した場合は、各所で保有する非常用発電器等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設機能回復を図るものとする。
②管きょ(管渠)施設の復旧	管きょ(管渠)施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努めるものとする。

第33節 交通機関応急対策計画

交通機関に従事するバス・タクシー等の事業者は、利用者の安全を確保するため、避難誘導を実施する。

地震が発生した場合には、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し、安全な避難場所に避難誘導を行う。特に、津波警報等が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

第34節 農林水産物応急対策計画

この計画は、災害時における農林水産関係の災害応急対策を講じるためのものである。

(実施主体:経済対策部)

(1) 実施責任者

災害時における農林水産物の応急対策計画は、県の指導に基づき市長が行うものとする。

(2) 農林水産物の事前及び事後対策

対 策 別	実 施 内 容
①事前対策	市は、台風等により農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、直ちに事前対策を構築し、広報車等を通じて周知徹底を図るとともに、農協及び漁協並びに自治会を通じて事前対策について指導を行うものとする。
②事後対策	市は、台風等災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し、広報車等を通じて周知徹底を図るとともに、農協及び漁協並びに自治会を通じて事後対策について指導を行うものとする。

(3) 農作物応急対策

対 策 別	実 施 内 容
①種苗対策	ア 災害により農作物の植替え等を必要とする場合は、市は、JAおきなわ(沖縄県農業協同組合)糸満支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。 イ 市長の要請を受けたJAおきなわ糸満支店は、直ちに要請を取りまとめ、上部機関等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。
②病虫害防除対策	ア 緊急防除対策 災害により病虫害が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、県の指導を仰ぎ、病虫害緊急防除対策を樹立し、JAおきなわ糸満支店、自治会及び農業団体並びに農家に対し具体的な防除を指示し、防除するものとする。
	イ 緊急防除指導班の編成 市は、特に必要と認めたときは、緊急防除指導班(農政課、JAおきなわ糸満支店、南部農業改良普及センター等)を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。
	ウ 防除機具の使用 災害により発生した病虫害の防除を実施する際、関係機関の防除機(大型防除機)を使用するものとし、資機材の確認及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。
	エ 農薬の確保 災害により緊急に農薬の必要性が生じた場合は、JAおきなわ糸満支店に対して農薬の緊急供給を依頼するものとする。

(4) 家畜応急対策

対 策 別	実 施 内 容
①家畜の管理	浸水、崖崩れ等の災害が予想される場合又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合、避難所の選定、避難の方法について必要があるときは、市においてあらかじめ計画しておくものとする。
②家畜の防疫	家畜伝染病に対処するため、災害地域の家畜及び畜舎に対して市は県（中央家畜保健衛生所）の協力を得て、家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、必要な防疫を実施するものとする。災害による死亡家畜については、家畜飼育者に対して市に届出させるとともに、県の家畜防疫員の指示により、死体の埋葬又は焼却を行わせるものとする。 ア 被害家畜に伝染病の疑いがある場合又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、市は県に防疫班及び消毒班の派遣を要請し、緊急措置をとるものとする。 イ 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、市は県に対して診療班の派遣を要請するものとする。
③飼料の確保	災害により飼料の確保が困難となったときは、市は各畜産関係組合等の要請に基づき、県又はJAおきなわ糸満支店に対して必要量の確保及び供給について斡旋を要請するものとする。

(5) 水産物応急対策

対 策 別	実 施 内 容
①水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保	災害により、水産養殖用の種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要性が生じた場合は、県に対してその生産を確保するための斡旋措置を要請するものとする。
②病害虫等の防除指導	災害により、水産養殖物に病害虫発生のおそれがある場合又はその発生蔓延した場合は、県に対し防除対策の指導を要請するものとする。
③漁船漁具の応急対策	台風、津波等の災害が予想される場合、所有者は、漁船漁具を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法等について必要な場合、市においてあらかじめ計画しておくものとする。

第35節 米軍との相互応援計画

市は、米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模及び態様の情報収集並びに伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

(実施主体:消防対策部)

(1) 災害時における県と在沖米軍との相互連携

地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又はそのおそれがある場合、県と在沖米軍とが締結している「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に基づいて、米軍と相互に連携し、人命救助、緊急輸送、障害物除去等の被災者救援活動や被害防止措置等を行う。

(2) 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定

「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入について」(平成13年1月11日)の協定をもとに消防本部と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入りを行う。

(3) 消防相互援助協約

「消防相互援助協約」に基づき、米軍及び消防本部の管轄区域に隣接する区域で火災又は災害が発生した場合、米軍と相互応援を行う。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

被災した公共施設は、本市がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じて適切な復旧事業計画を立て、被災施設の原形回復に併せて、再度被害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図るものとする。

(1) 実施責任者

災害復旧にあたっては、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関、その他の法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

(2) 計画の種類

計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成実施するものとするが、その主たるものは次のとおりとする。

① 公共土木施設災害復旧計画	② 都市災害復旧事業計画
ア 河川施設復旧事業計画	③ 農水産業施設災害復旧事業計画
イ 海岸施設復旧事業計画	④ 上下水道施設災害復旧事業計画
ウ 道路施設復旧事業計画	⑤ 社会福祉施設災害復旧事業計画
エ 地すべり防止施設復旧事業計画	⑥ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
オ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画	⑦ 学校教育施設災害復旧事業計画
カ 漁港施設復旧事業計画	⑧ 社会教育施設災害復旧事業計画
	⑨ その他、災害復旧事業計画

(3) 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

災害のために被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案して迅速な復旧を図るものとする。

(4) 市及び県における措置

1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合は、市又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努めるものとする。

2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

3) 災害復旧資金の確保措置

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を確保するため所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

第2節 被災者生活の支援計画

市は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援など、きめ細かな支援を講じる。

(1) 災害住民相談計画

1) 相談窓口の開設と生活再建支援

被災者が抱える多種多様な相談や問合せに対しては、「住民サポートセンター(仮称)」を開設してこれに総合的、横断的に対処するものとする。相談にあたっては、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みを整備し、それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建の支援を講じる。

実施項目	実施内容
①住民サポートセンターの開設	被災者の抱える相談や問合せに対処するため、市では、国、県及びその他関係機関と連携して住民サポートセンターを開設するものとする。 開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。
②相談内容	住民サポートセンターにおける相談内容(例)は、次のとおりである。 ア 被災建築物の応急危険度判定結果及び措置について イ 倒壊家屋の解体・撤去 ウ 各種資格証の再発行(年金証書、健康保険証等) エ 罹災証明の発行手続き オ 仮設住宅の入居 カ 災害援護資金 キ 被災に伴う税金の減免措置 ク 借地、借家 ケ 医療、保健 コ その他
③設置場所	住民サポートセンターは、市役所及び被災地の公民館等に設置する。

2) 被災者台帳の作成等へのデジタル技術の活用

市は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 住宅復旧計画

1) 災害住宅融資

① 災害復興住宅資金

市及び県は、被災地の滅失家屋の状況を把握し、沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早急に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合、資金融通が早急に行われるよう市において、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

ア 災害復興住宅資金 イ 地すべり等関連住宅資金 ウ 住宅防災工事資金

② 個人住宅(特別貸付)建設資金

市長は、災害による住宅の被害が発生した場合においては、被災者に公庫による個人住宅(特別貸付)建設資金の災害被災者貸付制度の内容を周知させるものとする。

なお、罹災者が借入を希望する際には「罹災証明書」を交付するものとする。

2) 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

【災害公営住宅制度の概要】

《入居要件》

- ◇被災により居住していた住宅を失った世帯
- ◇居住できる家を所有しておらず、現に住宅に困窮していること(住める家を所有していない)
- ◇被災住宅再建支援制度の加算支援金を受給していないこと
- ◇入居時に敷金等を支払い、連帯保証人を立てられる世帯。月々の家賃等を支払える世帯
- ◇60歳未満の単身者は入居できない

《注意事項》

- ◇間取りは、世帯人数に応じて設定する
- ◇入居から3年を超えると「一定以上の収入」のある世帯は家賃が高くなることもある

(3) 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

実 施 項 目	実 施 内 容
①実施主体	市が沖縄県市町村総合事務組合の規定により実施する。
②対象災害	自然災害であって、県内において救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする。
③貸付対象	②により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
④貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分する ・世帯主の1か月以上の負傷 150万円 ・家財の1/3以上の損害 150万円 ・住居の半壊 170万円 ・住居の全壊 250万円 ・住居全体の滅失又は流出 350万円
⑤所得制限	世帯人員当たりの市町村民税における前年の総所得金額 1人(220万円)、2人(430万円)、3人(620万円)、4人(730万円)、5人以上(1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額) ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。
⑥利率	年3%(据置期間中は無利子)
⑦据置期間	3年(特別の場合5年)
⑧償還期間	10年(据置期間を含む)
⑨償還方法	年賦又は半年賦
⑩貸付原資負担	国(2/3)、県(1/3)

2) 生活福祉資金の災害援護費

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として資金を貸し付ける。

実 施 項 目	実 施 内 容
①貸付限度	150万円(目安)
②据置期間	貸付けの日から6月以内
③償還期限	据置期間経過後7年以内(目安)
④貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連帯保証人を立てない場合:年1.5%

3) 母子父子寡婦福祉資金貸付

市は、災害により被災した母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、生活安定とその家庭の子どもの福祉のため、無利子又は低利子で各種資金を貸し付ける。市で取りまとめ、沖縄県に申請する。

(4) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

1) 災害弔慰金の支給

実施項目	実施内容
①実施主体	市の条例で定めるところにより実施する。
②対象災害	自然災害のうち、 ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・都道府県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
③支給対象	②により死亡した者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母)に対して支給する。
④弔慰金の額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円
⑤費用の負担	国(1/2)、都道府県(1/4)、市町村(1/4)

2) 災害障害見舞金の支給

実施項目	実施内容
①実施主体	市の条例で定めるところにより実施する。
②対象災害	自然災害のうち、 ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・都道府県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
③支給対象	②により、重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者
④見舞金の額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 イ その他の者が障害を受けた場合 125万円
⑤費用の負担	国(1/2)、都道府県(1/4)、市町村(1/4)

(5) 災害義援金品の募集及び配分

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同あるいは協力して行う。本市もこれに協力するよう努める。

日本赤十字社 沖縄県支部	県社会福祉協議会	県市長会	県町村会
沖縄タイムス社	琉球新報社	(一社) 沖縄県女性連合会	その他 県単位の各種団体

(6) 租税の徴収猶予及び減免等

実 施 項 目	実 施 内 容
①市税期限の延長	市長は、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の5の2の規定により、災害その他やむを得ない理由で地方税法又は市条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く)又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請に基づき、その理由のやんだ日から2か月(特別徴収に係るものにあつては1か月)を超えない限度において当該期限を延長することができる。 この場合において、市長は、災害等が市内の全域又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認めた場合においては、納税者又は特別徴収義務者の申請によらず、地域及び災害がやんだ日から2か月以内の期日を指定して当該期限を延長することができる。
②市税の徴収猶予	市長は、地方税法第15条の規定により、納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害等を受けた場合において、その事実に基づき県税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請により1年以内に限りその徴収を猶予することができる。
③市税の減免	市長は、天災、その他特別の事情により、著しく資力を喪失して納税困難のため市税(住民税)の減免の必要があると認める者については、これを減免することができる。
④減免手続	減免を受けようとする者は、納期限(納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限前7日)までに必要事項を記載し、その事実を証する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

(7) 職業のあっせん

市は、災害により、収入の途を失った者の把握に努めるとともに、近隣の公共職業安定所など関係機関と協力して、臨時職業相談窓口の設置等により、適職への早期就職の促進を図る。

(8) 被災者生活再建支援法の適用

市及び県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続を行う。

市は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上で県に提出し、県は、委託先の被災者生活再建支援法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

資料6-3<被災者生活再建支援法の適用基準等>参照

第3節 中小企業者等の支援計画

(1) 農業関係

災害により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することにより農業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、公庫等の制度融資による救済制度が設けられている。

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)(以下「天災融資法」という。)」等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金(災害資金)や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。その他に、「沖縄県農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱」に基づき利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図るよう推進する。

(2) 水産関係

被害漁業者の施設(漁船・漁具・生け簀等)、獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易にさせ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。また、公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

(3) 中小企業関係

災害時の被災中小企業者に対する融資対策について、市は、県などと連携して、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、斡旋を行うものとする。

- ① 中小企業金融公庫資金
- ② 商工組合中央金庫資金
- ③ 国民金融公庫資金
- ④ 環境衛生金融公庫資金
- ⑤ 中小企業信用保険公庫資金

第4節 応急金融対策

(1) 民間金融機関の措置

1) 金融機関の業務運営の確保

金融機関は、必要に応じて金融機関相互間の申合せ等により、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとることとする。

2) 金融機関による非常金融措置の実施

金融機関は、被災地の便宜を図るため、以下に掲げる措置をとることとする。

- ① 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など、災害被災者の便宜を考慮した措置を講じること。
- ② 預貯金通帳、届出印鑑等を滅(紛)失した場合でも、預貯金者であることを確認して、払戻に応じること。また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応じること。
- ③ 災害時における手形交換又は不渡処分、休日営業若しくは平常時間外の営業について配慮すること。また、窓口営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において、貯金の払戻しを行うなど災害被災者の便宜を考慮すること。
- ④ 汚損日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- ⑤ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知を徹底すること。

3) 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、補助貨幣の引換措置等については、関係行政機関と協議のうえ、日本銀行並びに各金融機関が協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に努める。

(2) 日本郵便株式会社の措置

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱を行う。

1) 郵便業務関係

①郵便関係	ア 臨時ポストの設置
	イ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
	ウ 被災者が差し出す郵便物、電報の料金免除
	エ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
②為替貯金及び簡易保険・郵便年金関係	ア 為替貯金業務及び簡易保険業務・郵便年金業務の非常扱い
	イ 被災者救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除
	ウ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資

2) 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等を行う。

3) 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等を行う。

第5節 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。

(1) 復興計画の作成

東日本大震災の教訓と課題を踏まえた「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)」に基づき、大規模災害を受けた市町村は、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できる。

市は、被災地域の再建を速やかに実施するため復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

なお、復興計画が、復興の取組みが地域や地区に根付いたものとなり、計画に記載された各種事業が円滑かつ迅速に実施できるようにするために、あらかじめ公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じる。

また、復興計画及びその実施に関して協議するため、市長と県知事のほか、必要と認める者を構成員とする復興協議会を組織する。これらの措置や協議会の活用等によって、復興に着手する早期の段階から住民との情報共有や合意形成等に努める。

【復興計画の内容構成】

復興計画には、

- その区域、目標、当該市町村における人口の現状及び将来見通しや土地利用に関する基本方針その他特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- 市街地開発事業や土地改良事業など目標を達成するために必要な事業(復興整備事業)に係る事項
- 地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務
- 復興計画の期間等を盛り込む。

(2) がれき処理

災害によるがれきの処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集・分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため適切な措置等を講じるものとする。

(3) 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、漁港等骨格的な都市基盤施設及び防災上必要な安全地区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。